

紙推進協ニュース 2023年10月31日 No.116

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階
TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyō.org/>
FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyō.org

本紙推進協ニュース No. 116では、①2024年度再商品化委託申し込み用算定係数②2024年度再商品化実施委託単価及び2023年度抛出委託単価③容リ制度見直しの関連動向④委員会活動報告⑤3R推進団体連絡会活動報告についてお知らせいたします。*消費税抜きにしています。

① 算定係数

産業構造審議会 産業技術環境分科会で、廃棄物・リサイクル小委員会から改組された資源循環経済小委員会の容器包装リサイクルワーキンググループが9月26日にWeb開催、2023度の再商品化義務量の算定に係る量、比率等の数値が審議され承認されたのを受け、当推進協議会で試算しました2024年度再商品化委託申し込み用算定係数をお知らせいたします。

また、市町村による独自処理予定量の取扱いについて、昨年の容器包装リサイクルWGのコメントを受け、本年度より紙製容器包装と同様に、他の容器包装についても、分別収集見込総量から市町村の独自処理予定量を差し引いたものと、再商品化見込量を比較し、いずれか少ない量を基礎として、再商品化義務総量を算定することとなりました。

② 再商品化実施委託単価及び抛出委託単価

10月12、18、19日に開かれました公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の紙容器事業委員会、総務企画委員会及び臨時理事会で2024年度再商品化実施委託単価及び2023年度抛出委託単価が了承されました。各素材別の再商品化実施委託単価並びに抛出委託単価は下記の表1の通りです。

紙製容器包装の2024年度再商品化実施委託単価は**25,000円/トン(前年度23,000円/トン)**、2023年度抛出委託単価は**4年連続で0円**となりました。

表1 再商品化実施委託単価、抛出委託単価(共に消費税抜き)

	2024年度再商品化実施委託単価	2023年度抛出委託単価
紙製容器包装	25,000円/トン	0円/トン
ガラスびん	無色	0円/トン
	茶色	0円/トン
	その他	0円/トン
PETボトル	6,500円/トン	1,400円/トン
プラスチック製容器包装	62,000円/トン	0円/トン

再商品化義務量に係る算定係数、再商品化実施委託単価、抛出委託単価は、**暫定値**です。

算定係数及び単価に変更があった場合は、速やかに連絡いたします。

上記の抛出金委託単価を用いて、2023年度抛出金は表2のように見込まれています。

表2 2023年度再商品化合理化抛出金見込額(消費税抜き)

	2023年度合理化抛出金見込額	参)2022年度合理化抛出金
紙製容器包装	0円	(0円)
ガラスびん	無色	(0円)
	茶色	(0円)
	その他	(0円)
PETボトル	288,590,000円	(70,340,337円)
プラスチック製容器包装	0円	(0円)

《2024 年度紙製容器包装再商品化実施委託単価の計算方法》

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{市町村からの引取見込量} \times \text{再商品化事業者見込委託単価} + \text{協会経費}}{\text{特定事業者と市町村からの再商品化委託申込見込量}}$$

◇上記算式に以下数字を入れると 2024 年度再商品化実施委託単価は 25,000 円/t(昨年度は 23,000 円/t)。

1. 上記算式分子の市町村からの引取見込量は、2024 年度の市町村引渡調査結果 14,388t を基にして今後の社会・経済活動の動向などを勘案し、15,000t (昨年度も 15,000 t) とする。
名古屋市は、委託料が最大で全体の約 1/3 を占めていましたが、2023 年度から紙製容器包装の内、固形燃料向けは協会への委託として残すものの製紙原料向けを「雑がみ」に拡大し独自処理に変更、国際社会の不透明な状況や円安等による物価・物流費の上昇等々を踏まえ、逆有償での落札が予測される市町村引取見込量=15,000 t × 50%=7,500t。
2. 上記算式分子の再商品化事業者見込委託単価(逆有償分)は、2023 年度の逆有償落札平均単価が 13,886 円/ト(消費税抜き)であったことを勘案し、14,600 円/t(消費税抜き) と見込む。
3. 上記算式分子の協会経費は、指定法人 2024 年度予算における紙容器事業部負担分より 327,499 千円(消費税抜き) とする。2023 年度予算 325,546 千円(消費税抜き)と比較し約 1,953 千円の増額予算。
4. 上記算式分母の特定事業者等からの再商品化委託申込見込量は、特定事業者からの委託申込見込量(=再商品化義務総量=17,820t/昨年は 18,810t) + 市町村からの委託申込見込量(引取見込量 15,000t × 市町村負担率 0.01) で計算し、17,970t (昨年は 18,960t) とする。

以上から

2024 年度再商品化実施委託単価(消費税抜き)

$$= 7,500 \text{ t} \times 14,600 \text{ 円/t} + 327,499 \text{ 千円} = 436,999 \text{ 千円} \div 17,970 \text{ t} = 24,318 \text{ 円/t} \approx \underline{25,000 \text{ 円/t}}$$

2023 年度再商品化実施委託単価(消費税抜き)

$$= 7,500 \text{ t} \times 13,886 \text{ 円/t} + 325,546 \text{ 千円} = 423,046 \text{ 千円} \div 18,960 \text{ t} = 22,313 \text{ 円/t} \approx \underline{23,000 \text{ 円/t}}$$

再商品化費用の前年度との比較

$$436,999 \text{ 千円} \div 423,046 \text{ 千円} = 103.3\% \text{ となり前年度の再商品化実施委託単価算出時と同じ 3.3\% 増。}$$

《2023 年度紙製容器包装抛出委託単価の計算方法》

$$\text{抛出委託単価} = \frac{\text{2023 年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金 (A)}}{\text{2023 年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込総量 (B)}}$$

◇上記算式に以下数字を入れて求めた結果より、2023 年度抛出委託単価は 0 円/t となります。

1. 再商品化合理化抛出金 = (想定額 - 「現に要した費用」の見込金額) × 1/2

① 想定額 = 想定単価 × 想定量

- ・ 想定単価は直近 3 年間(2020~2022 年度)の再商品化実績単価の平均値 2,676 円/t
- ・ 想定量は各市町村から日本容器包装リサイクル協会への 2023 年度引渡見込量

14,368t

$$\text{以上から想定額は } 2,676 \text{ 円/t} \times 14,368 \text{ t} = \underline{38,449 \text{ 千円 (消費税抜き)}}$$

② 「現に要した費用」の見込金額

2023 年度の 4 月から 8 月までの 5 か月間に要した特定事業者負担分の再商品化費用 22,290 千円から 1 年間の再商品化に要する費用を 53,500 千円 と見込む。

$$\text{以上①②より再商品化合理化抛出金 } (\text{①} - \text{②}) \times 1/2 = \underline{-7,526 \text{ 千円 (A)}}$$

2. 2023 年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込の総量

・ 再商品化委託申込総量 21,419 t (B)

$$\text{以上から } 2023 \text{ 年度抛出委託単価 (円/t) (消費税抜き)} = (\text{A}) / (\text{B}) = \underline{-351 \text{ 円/t}} \Rightarrow \underline{0 \text{ 円/t}}$$

* 2024 年度再商品化実施委託金及び 2023 年度抛出委託金に対し、一括して指定法人より請求がある予定です。

* 別添資料として、指定法人の 2023 年度第 2 回紙容器事業委員会、第 2 回総務企画委員会で配布されました資料の抜粋を添付いたします。紙製容器包装の再商品化状況、並びに実施委託単価、抛出委託単価に関する詳しい説明が書かれていますのでご覧いただきたいと思います。

③ 容リ制度見直しの関連動向

＜産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会＞

産業構造審議会産業技術環境分科会で、8月3日に廃棄物・リサイクル小委員会を廃止し資源循環経済小委員会を設置、第1回小委員会を9月20日に開催し容器包装リサイクルワーキンググループが設置されました。また、本小委員会にて「資源循環経済政策の現状と課題について」年内に5回程度開催し、3R関連法制の拡充・強化について検討を行なう予定です。

第1回の容器包装リサイクルWGは9月26日にWeb開催され、2023年度の「容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について」審議され承認されました。当推進協議会は8月22日に経済産業省資源循環経済課の訪問により事前説明を受けました。

「市町村による独自処理予定量の取扱いについて」に関しては、今年の容器包装リサイクルWGにて「紙製容器包装のみ、分別収集見込総量から、市町村の独自処理予定量を差し引いたとあるが、他の容器包装では差し引かないのか。」とのコメントを受けて、「紙製容器包装と同様に、他の容器包装についても、分別収集見込総量から市町村の独自処理予定量を差し引いたものと、再商品化見込量を比較し、いずれか少ない量を基礎として再商品化義務総量を算定する。」こととなりました。

＜中央環境審議会 循環型社会部会＞

中央環境審議会循環型社会部会において4月から第四次循環型社会形成推進基本計画の見直しについての審議が行われ、10月17日「新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」が中央環境審議会から環境大臣へ意見具申されました。

今後は、中央環境審議会循環型社会部会において、次期循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた審議が進められる予定です。

公正取引委員会による

＜使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書＞

10月16日に、公正取引委員会から「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」が発表されました。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、行政指導を受けたものではありませんが、2006年12月に告示の「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（抜粋）」をもとに、容リ協としての見解を発信しました。（資料3；P40参照）

④ 委員会活動報告

＜3R改善事例集第17版＞（総務委員会）

今年度は2023年度の改善事例に加え、2020年度から2022年度の3年間の改善事例を項目ごとに集約した「紙製容器包装3Rの取り組み」及び「容器包装3R推進のための自主行動計画」をまとめ、第17版を12月に発行予定です。

＜回収量調査＞（総務委員会）

今年度も行政収集及び集団回収について、人口10万人程度以上の全国295市区に紙製容器包装の回収量に係るアンケート調査を実施しました。

＜組成分析調査＞（技術委員会）

集団回収で「雑誌・雑がみ」の回収を実施している青森県青森市、同じく集団回収で「雑がみ」の回収を実施している神奈川県横須賀市の組成分析を実施し、紙製容器包装の構成比を調査しました。地方主体から、関東近隣の集団回収の再調査を開始しました。

⑤ 3R推進団体連絡会活動報告

＜容器包装3R推進フォーラム＞

今年度は「容器包装の3R・資源循環～近未来の資源循環を考える～」をテーマとし、2024年2月2日に港区芝の専売ホールにて第18回 容器包装3R推進フォーラムを開催予定です。

<容器包装交流セミナー>

容器包装の3Rに関する市民・自治体・事業者との意見交換会として、「容器包装交流セミナー」を7月13日に札幌市で開催しました。11月8日には松江市で開催予定となっております。

<3R市民リーダー育成プログラム>

当推進協議会が主幹事を務めている3R市民リーダー育成プログラムとして、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットと連携して、自治体担当者向けに「容器包装の3Rと普及啓発に関する情報交換会」を7月21日にWeb併用で開催し6自治体が参加した。

また、千葉県白井市と「新規3R市民リーダー育成講座」の発表会を9月28日に実施、東京都文京区とは12月18日に開催予定です。

<3R推進全国大会>

環境省の主催で、10月25日に秋田県で「第17回3R推進全国大会」が開催され、3R推進団体連絡会として出展し、各団体が説明を行いました。

<公益財団法人 全国都市清掃会議 臨時総会>

公益財団法人全国都市清掃会議臨時総会が10月26日に熊本市で開催され、3R推進団体連絡会として出展し、来賓として意見交換に出席しました。

<エコプロ2023>

第25回「エコプロ2023 環境問題とSDGsに向き合い持続可能な社会へ」は、12月6日～12月8日の期間にて東京ビッグサイトで開催されることになりました。当推進協議会は、日本容器包装リサイクル協会の小間に4素材（紙、プラ、PET、ガラス）で参加し展示する予定です。

<自主行動計画2025フォローアップ報告会>

12月15日に経団連会館にて、自主行動計画2025の2年目である2022年度の取り組み成果を記者発表する予定です。

【添付資料】

- ・資料1：再商品化義務量に用いる算定係数（2024年度、2023年度）試算
- ・資料2：「産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ」資料抜粋
- ・資料3：日本容器包装リサイクル協会「令和5年度第2回紙容器事業委員会」資料抜粋
日本容器包装リサイクル協会「令和5年度第2回総務企画委員会」資料抜粋
公正取引委員会による「使用済みPETボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」の発表について
- ・資料4：「中央環境審議会循環型社会部会」資料抜粋

紙製容器包装の再商品化義務量に用いる算定係数(2024年度)試算

参考資料

算定係数は、産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループの審査(2023年9月26日;Web開催)資料 2023年10月18日より試算したもの。パブリックコメント後に確定。

商品化実施委託単価 = 25,000円/トン(日本容器包装リサイクル協会10月総務企画委員会での暫定値)

<表1> 自主算定方式(2024年度)試算

業種の区分	紙製容器包装		プラスチック製容器包装		ガラスびん						ペットボトル	
	利用	製造等	利用	製造等	無色		茶色		その他		利用	製造等
1 食料品製造業	0.02768	0.00083	0.62453	0.02936	0.26591	0.01740	0.32075	0.00526	1.11316	0.05607	0.26645	0.01827
2 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.02623	0.00214	0.62252	0.02120	0.24732	0.03517	0.30061	0.02559	1.05702	0.10427	※ 0.24507	※ 0.03555
3 酒類製造業	0.02695	0.00103	0.65341	0.00663	0.26317	0.01739	0.31152	0.00988	1.11163	0.05125	0.27142	0.01295
4 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	0.02730	0.00098	0.59417	0.05235	-	-	-	-	-	-	-	-
5 医薬品製造業	0.02850	0.00013	0.64575	0.00463	0.27723	0.00190	0.30305	0.01509	1.10363	0.03968	-	-
6 化粧品・歯磨その他の化粧品調整品製造業	0.02822	0.00042	0.61992	0.02519	0.27827	0.00571	0.32375	0.01003	1.06889	0.04919	-	-
7 小売業	0.02840	0.00025	0.64736	0.00592	-	-	-	-	-	-	-	-
8 その他の事業	0.02838	0.00018	0.64640	0.00741	0.27424	0.01857	0.31346	0.00000	1.15583	0.03102	-	-
包装	0.02143	-	0.53922	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託単価	25,000		62,000		10,400		13,500		21,400		6,500	

委託料(円) = 排出見込量(トン) × 算定係数 × 委託単価(円/トン)

※清涼飲料製造業

$$\text{排出見込量(トン)} = \text{①前年度において販売した商品に利用した特定容器包装の量(トン)} - \left[\text{②、①の内自ら又は他社への委託により回収した量(トン)} + \text{③、①の内事業活動により消費された商品に用いた量(②と重複する量を除く)(トン)} \right]$$

<表2> 簡易算定方式(2024年度)試算

業種の区分	紙製容器包装		プラスチック製容器包装		ガラスびん						ペットボトル	
	利用	製造等	利用	製造等	無色		茶色		その他		利用	製造等
1 食料品製造業	0.02214	0.00070	0.53085	0.02790	0.26591	0.01740	0.30472	0.00526	1.05750	0.05607	0.25312	0.01735
2 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.02361	0.00214	0.56027	0.02120	0.22259	0.03341	0.28558	0.02559	0.95132	0.10427	※ 0.23282	※ 0.03555
3 酒類製造業	0.01886	0.00098	0.45738	0.00663	0.18422	0.01652	0.23364	0.00988	0.72256	0.04356	0.23071	0.01295
4 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	0.02321	0.00098	0.53475	0.04973	-	-	-	-	-	-	-	-
5 医薬品製造業	0.01852	0.00011	0.29059	0.00370	0.19406	0.00162	0.24244	0.01509	0.99326	0.03968	-	-
6 化粧品・歯磨その他の化粧品調整品製造業	0.02681	0.00040	0.55793	0.02519	0.26435	0.00486	0.30757	0.01003	1.01545	0.04919	-	-
7 小売業	0.01846	0.00019	0.55026	0.00563	-	-	-	-	-	-	-	-
8 その他の事業	0.02271	0.00013	0.42016	0.00482	0.23310	0.01393	0.23509	0.00000	1.04025	0.03102	-	-
包装	0.01500	-	0.37745	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託単価	25,000		62,000		10,400		13,500		21,400		6,500	

委託料(円) = 前年度において販売した商品に利用した特定容器包装の量(トン) × 算定係数 × 委託単価(円/トン)

※清涼飲料製造業

紙製容器包装の再商品化義務量に用いる算定係数(2023年度)試算

参考資料

算定係数は、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループの書面審査(2022年9月28日)資料 2022年10月28日より試算したもの。パブリックコメント後に確定。

商品化実施委託単価 = 23,000円/トン (日本容器包装リサイクル協会10月総務企画委員会での暫定値)

<表1> 自主算定方式 (2023年度)試算

業種の区分	紙製容器包装		プラスチック製容器包装		ガラスびん						ペットボトル	
	利用	製造等	利用	製造等	無色		茶色		その他		利用	製造等
1 食料品製造業	0.02967	0.00116	0.64405	0.03382	0.40860	0.02616	0.47080	0.00975	1.48447	0.06921	0.41721	0.02808
2 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.02838	0.00217	0.64367	0.02128	0.38192	0.05695	0.43999	0.03727	1.42520	0.11753	※ 0.38203	※ 0.05543
3 酒類製造業	0.02907	0.00108	0.65424	0.00507	0.40315	0.02657	0.46740	0.01429	1.49300	0.05771	0.42423	0.01811
4 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	0.02943	0.00106	0.60529	0.05498	-	-	-	-	-	-	-	-
5 医薬品製造業	0.03083	0.00010	0.66933	0.00381	0.43091	0.00306	0.45350	0.02296	1.39511	0.03477	-	-
6 化粧品・歯磨その他の化粧品調整品製造業	0.03039	0.00038	0.64736	0.02101	0.42548	0.00797	0.46371	0.01398	1.48936	0.03305	-	-
7 小売業	0.03070	0.00018	0.67249	0.00384	-	-	-	-	-	-	-	-
8 その他の事業	0.03066	0.00019	0.67144	0.00439	0.42353	0.02457	0.47130	0.00006	1.50397	0.13555	-	-
包装	0.02285	-	0.52158	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託単価	23,000		58,000		6,000		8,200		16,100		14,000	

委託料(円) = 排出見込量(トン) × 算定係数 × 委託単価(円/トン)

※清涼飲料製造業

$$\text{排出見込量(トン)} = \text{①前年度において販売した商品に利用した特定容器包装の量(トン)} - \left[\text{②、①の内自ら又は他社への委託により回収した量(トン)} + \text{③、①の内事業活動により消費された商品に用いた量(②と重複する量を除く(トン))} \right]$$

<表2> 簡易算定方式 (2023年度)試算

業種の区分	紙製容器包装		プラスチック製容器包装		ガラスびん						ペットボトル	
	利用	製造等	利用	製造等	無色		茶色		その他		利用	製造等
1 食料品製造業	0.02522	0.00099	0.54744	0.03213	0.40860	0.02616	0.47080	0.00975	1.41024	0.06921	0.39635	0.02668
2 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.02554	0.00217	0.54712	0.02128	0.36283	0.04841	0.41799	0.03727	1.28268	0.11753	※ 0.34382	※ 0.05543
3 酒類製造業	0.02035	0.00103	0.45797	0.00507	0.28220	0.02524	0.30381	0.01214	1.04510	0.05194	0.36059	0.01811
4 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	0.02648	0.00101	0.54476	0.05498	-	-	-	-	-	-	-	-
5 医薬品製造業	0.01696	0.00010	0.30120	0.00305	0.32318	0.00276	0.38548	0.02296	1.04633	0.03477	-	-
6 化粧品・歯磨その他の化粧品調整品製造業	0.02887	0.00036	0.61500	0.01996	0.40421	0.00678	0.41734	0.01398	1.26596	0.03305	-	-
7 小売業	0.01995	0.00014	0.53799	0.00365	-	-	-	-	-	-	-	-
8 その他の事業	0.02299	0.00014	0.43644	0.00285	0.38117	0.02334	0.32991	0.00006	1.42877	0.13555	-	-
包装	0.01485	-	0.39119	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託単価	23,000		58,000		6,000		8,200		16,100		14,000	

委託料(円) = 前年度において販売した商品に利用した特定容器包装の量(トン) × 算定係数 × 委託単価(円/トン)

※清涼飲料製造業

産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ（第1回）

議事次第

日 時：令和5年9月26日(火) 14:30～16:00

場 所：オンライン開催

議 題：

1. 座長互選
2. 容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について

配布資料：

資料1 委員名簿

資料2 市町村による独自処理予定量の取扱いについて

資料3 再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

参考資料1 再商品化義務量算定に係る量、比率等の算定方法について

参考資料2 容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

産業構造審議会産業技術環境分科会
資源循環経済小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ 委員名簿

(敬称略、50音順)

○座長

審議会当日に所属委員の互選により選任予定

○委員

- 足立 夏子 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット副事務局長
大石美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費生活アドバイザー
大下 英和 日本商工会議所 産業政策第二部長
大角 亨 一般財団法人食品産業センター専務理事
岡野 知道 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長
小野田弘士 早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授
織 朱實 上智大学大学院地球環境学研究科教授
金澤 貞幸 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
川村 節也 紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事
小山 遊子 日本チェーンストア協会環境委員会委員
斉藤 崇 杏林大学総合政策学部教授
笹尾 俊明 立命館大学経済学部教授
佐藤 澄人 PETボトルリサイクル推進協議会会長
篠木 幹子 中央大学総合政策学部教授
杉山 涼子 岐阜女子大学特任教授兼(株)杉山・栗原環境事務所取締役
高橋 宏郁 スチール缶リサイクル協会専務理事
田中 希幸 ガラスびん3R促進協議会理事・事務局長
玉谷真太郎 日本石鹼洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会委員長
西尾チヅル 国立大学法人筑波大学副学長
長谷川雅巳 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長
舟竹以久代 一般社団法人日本百貨店協会環境・社会貢献委員会委員
保谷 敬三 アルミ缶リサイクル協会専務理事
町野 静 弁護士法人イノベンティア 弁護士
森塚 伸 段ボールリサイクル協議会理事運営委員長
山崎 初美 主婦連合会常任幹事

市町村による独自処理予定量の取扱いについて

令和5年9月26日

資源循環経済課

前回容器包装リサイクルWGで頂戴したコメントへの対応方針（案）

- 前回容器包装リサイクルWGにて以下のコメントをいただいた。

「紙製容器包装のみ、分別収集見込総量から、市町村の独自処理予定量を差し引いたとあるが、他の容器包装では差し引かないのか。」

現状

紙製容器包装のみ分別収集見込総量から、市町村の独自処理予定量を差し引いている。

特定分別基準適合物	R5年度の分別 収集見込総量 (7)	R5年度の再商 品化見込量 (i)	(7)、(i)のう ちいずれか少 ない量を基礎 として算出し た量	特定事業者責 任比率 (A)	R5年度の再商 品化義務総量 (B)
	千トン	千トン	千トン	%	トン
ガラスびん（無色）	265	166	166	96	149,760
ガラスびん（茶色）	210	160	160	88	140,800
ガラスびん（その他の色）	198	205	198	92	182,160
PETボトル	334	640	334	100	334,000
紙製容器包装	94	304	19*	99	18,810
プラスチック製容器包装	753	1,309	753	99	745,470

(*)：分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理（75千トン）を差し引いた量

出典：第28回容器包装リサイクルWG 資料2

対応方針（案）

紙製容器包装と同様に、他の容器包装についても、**分別収集見込総量から市町村の独自処理予定量を差し引いたものと、再商品化見込量を比較し、いずれか少ない量を基礎として再商品化義務総量を算定することとする。**

特定分別基準適合物ごとの分別収集見込量と指定法人引渡実績の比較結果

- 再商品化見込量（①）と、分別収集見込総量（②）から独自処理予定量（③）を差し引いた値（④）を比較した結果、「①と④のいずれか少ない量」の値が、協会引取実績により近い値となるものが多かったことから、分別収集見込総量から独自処理予定量を差し引くことは、合理的と考えられる。

（単位：千トン）

年度	項目/素材	ガラスびん無色	ガラスびん茶色	ガラスびんその他	PETボトル	紙製容器包装	プラ製容器包装
R1	①再商品化見込量	176	158	151	384	259	1461
	②分別収集見込総量	314	257	198	290	115	759
	③独自処理予定量	200	139	60	91	83	57
	④②から③を除く	114	118	138	199	32	702
	①と④のいずれか少ない量	114	118	138	199	32	702
	協会引取実績	98	101	129	217	21	655
R2	①再商品化見込量	184	156	123	413	205	1016
	②分別収集見込総量	287	230	191	312	100	726
	③独自処理予定量	181	124	57	93	70	45
	④②から③を除く	106	106	134	219	30	681
	①と④のいずれか少ない量	106	106	123	219	30	681
	協会引取実績	98	99	138	227	20	681
R3	①再商品化見込量	181	152	132	416	205	1014
	②分別収集見込総量	282	228	192	313	100	726
	③独自処理予定量	180	123	57	93	70	45
	④②から③を除く	102	105	135	220	30	681
	①と④のいずれか少ない量	102	105	132	220	30	681
	協会引取実績	97	99	139	237	20	686
R4	①再商品化見込量	178	149	131	416	205	1016
	②分別収集見込総量	280	225	191	314	101	728
	③独自処理予定量	179	122	57	93	70	44
	④②から③を除く	101	103	134	221	31	684
	①と④のいずれか少ない量	101	103	131	221	31	684
	協会引取実績	95	99	133	220	20	682

出典：容器包装リサイクルワーキンググループ参考資料 3

（参考）紙製容器包装の独自処理量の取扱い

第8回容器包装リサイクルWG（平成15年開催）

- 紙製容器包装については、市町村分別収集量に占める市町村独自処理量の割合が大きい等の理由により、容器包装リサイクル法施行当初より分別収集見込量と指定法人引取実績量の間には大きな乖離が生じていた。
- 一方、平成12年度～平成14年度までの間、国は分別収集見込量に特定事業者責任比率を乗じた数値を再商品化義務総量と定めていたが、指定法人は、当該義務総量に基づき事業計画を策定するため、結果として、指定法人が特定事業者から過大に再商品化委託料を徴収する要因となっていた（過大徴収分は、次年度以降精算）。
- このため、平成15年度より、指定法人が特定事業者から過大な再商品化委託料を徴収しないようにすることを目的として、分別収集見込量から環境省が調査した市町村独自処理見込量を差し引いた量に基づき再商品化義務総量を算定することとしている。

再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

<趣旨>

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)に基づき、特定事業者(特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者)は、毎年度、主務省令で定める方法により算定される再商品化義務量の再商品化をすることが義務付けられている。

特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等(以下「量、比率等」という。)は、法第11条から第13条までの規定に基づき、主務大臣が定めることとされている。

法第44条に基づき、主務大臣は、量、比率等を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他の利害関係者の意見を聴くものとされていることから、翌年度に適用する量、比率等(案)について、本WGにお示しするものである。

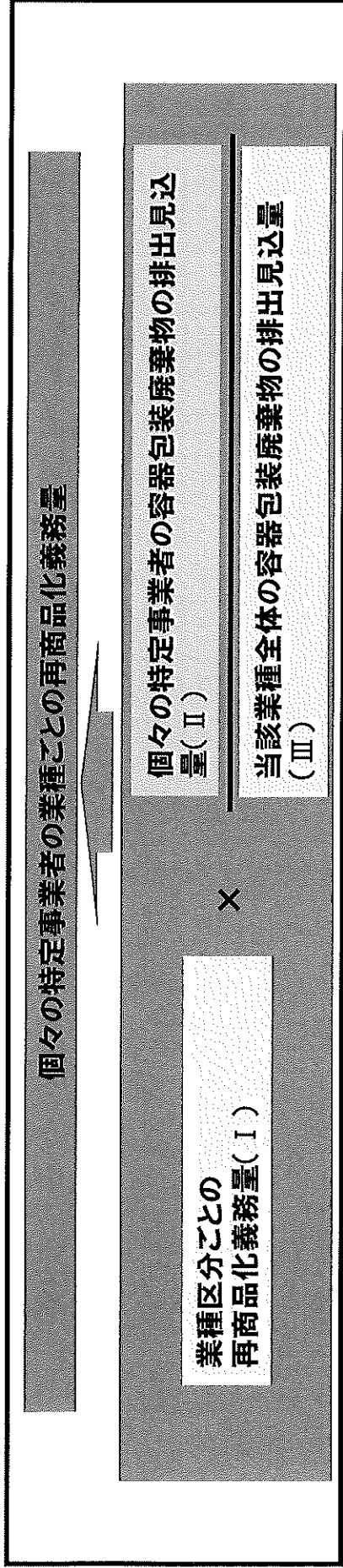
<本WGにお示しする量、比率等>

A 特定事業者責任比率(法第11条第3項)	表1-1
B 再商品化義務総量(法第11条第3項)	表1-2
C 特定容器比率(法第11条第2項第1号)	表2
D 業種別比率(法第11条第2項第2号イ)	表3
E 業種別特定容器利用事業者比率(法第11条第2項第2号ロ)	表4
F 事業系比率(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第10条及び特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第2条)	表5
G { <ul style="list-style-type: none"> 業種別特定容器利用事業者総排出見込量(法第11条第2項第2号ニ) 業種別特定容器製造等事業者総排出見込量(法第12条第2項第2号ニ) 特定包装利用事業者総排出見込量(法第13条第2項第3号) 	} 表6

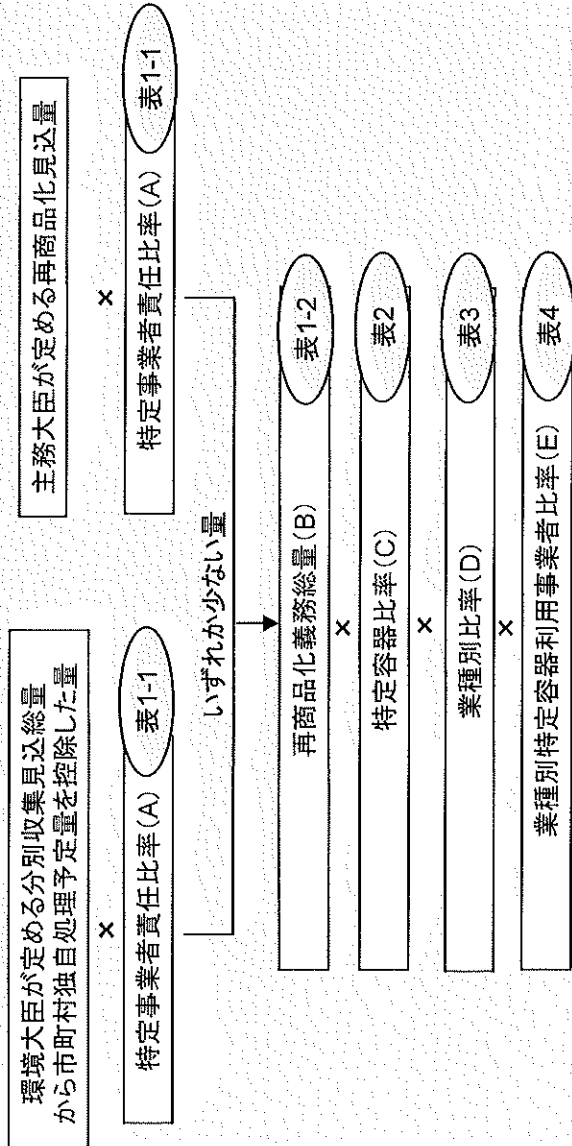
※表の番号は資料中のもの。

なお、上記の具体的数値は、容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて算定。

再商品化義務量の算定に係る量、比率について



(I) 主務省令や主務大臣が定める数値等により、各年度ごとに算定される。



(II) 個々の事業者が自主算定方式、又は簡易算定方式のいずれかの算定方式により自ら算出。

○ 自主算定方式

- 当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量
- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量
 - その他容器包装廃棄物として排出されない量

○ 簡易算定方式

- 当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量
- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量
- × [100 - 事業系比率 (F) 表5]

表6

(III)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (G)

(注) ○……資料中の表番号

再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）

1. 特定事業者責任比率（A）

< 特定事業者責任比率の算定の考え方 >

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定事業者責任比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1) ①～⑤参照）

< 表 1-1 特定事業者責任比率 >

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率 (A)	小規模事業者 分の比率	前年度	
			特定事業者責任比率	小規模事業者 分の比率
ガラスびん（無色）	95%	5%	(96%)	(4%)
ガラスびん（茶色）	88%	12%	(88%)	(12%)
ガラスびん（その他の色）	92%	8%	(92%)	(8%)
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)
紙製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)

2. 再商品化義務総量（B）

<再商品化義務総量の算定の考え方>

品目毎に再商品化見込量と分別収集計画量の少ない方を基礎として、特定事業者責任比率を乗じて算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑥参照）

< 表 1-2 再商品化義務総量 >

特定分別基準適合物	R6年度の 分別収集 見込総量 (7①)	うち R6年度の 独自処理 予定量	R6年度の 分別収集 見込総量 から R6年度の 市町村独自 処理予定量 を控除した 量 (7②)*	R6年度の 再商品化 見込量 (イ)	(7②)*、(イ) の うちいずれ か少ない量 を基礎とし て算出した 量	特定事業者 責任比率 (A)	R6年度の 再商品化 義務総量 (B)
	千トン	千トン	千トン	千トン	千トン	%	トン
ガラスびん（無色）	261	162	99	156	99	95	94,050
ガラスびん（茶色）	208	107	101	159	101	88	88,880
ガラスびん（その他の色）	197	54	143	205	143	92	131,560
PETボトル	340	120	220	759	220	100	220,000
紙製容器包装	83	65	18	297	18	99	17,820
プラスチック製容器包装	770	52	718	1,337	718	99	710,820

(*)：R6年度より、業種区分によらず、分別収集見込総量より、環境省が公表した市町村独自処理予定量を差し引いた値と、再商品化見込量のいずれか少ない量を用いることに変更。

3. 特定容器比率（C）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定容器比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。

（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑦参照）

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 2 特定容器比率 >

特定分別基準適合物	特定容器比率（C）	前年度
紙製容器包装	87.72%	(87.88%)
プラスチック製容器包装	91.29%	(90.72%)

4. 業種別比率（D）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑧参照）

< 表 3 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	48.74 (48.16)	3.90 (3.76)	6.53 (7.18)	3.49 (3.49)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	16.63 (17.73)	48.29 (46.83)	13.59 (14.70)	94.78 (94.77) ※
3. 酒類製造業	31.11 (30.39)	18.69 (19.67)	79.03 (77.51)	1.73 (1.74)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.73 (2.01)	27.13 (28.10)	0.07 (0.03)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1.27 (1.16)	0.75 (0.47)	0.73 (0.45)	
7. 小売業				
8. その他の事業	0.52 (0.55)	1.24 (1.17)	0.05 (0.13)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

※＝清涼飲料製造業

上段：令和6年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和5年度の適用数値

< 表 3 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	38.42 (40.29)	52.87 (55.93)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	7.52 (8.24)	6.00 (6.29)
3. 酒類製造業	2.06 (2.18)	0.21 (0.16)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	1.45 (1.72)	7.84 (6.99)
5. 医薬品製造業	2.40 (2.23)	1.90 (1.86)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1.87 (2.05)	4.24 (4.83)
7. 小売業	12.73 (11.54)	14.21 (11.36)
8. その他の事業	33.55 (31.75)	12.73 (12.58)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：令和6年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和5年度の適用数値

5. 業種別特定容器利用事業者比率（E）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別特定容器利用事業者比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑨参照）

< 表 4 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食品品製造業	93.71 (93.86)	6.29 (6.14)	98.04 (97.44)	1.96 (2.56)	94.46 (94.84)	5.54 (5.16)	93.35 (93.33)	6.65 (6.67)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	86.90 (87.60)	13.10 (12.40)	91.25 (90.75)	8.75 (9.25)	88.38 (90.39)	11.62 (9.61)	85.82 (85.63) ※	14.18 (14.37) ※
3. 酒類製造業	92.66 (92.84)	7.34 (7.16)	95.80 (96.70)	4.20 (3.30)	94.26 (95.09)	5.74 (4.91)	94.72 (95.29)	5.28 (4.71)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	99.20 (99.19)	0.80 (0.81)	94.69 (94.52)	5.31 (5.48)	97.07 (97.01)	2.93 (2.99)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.22 (98.36)	1.78 (1.64)	96.99 (96.49)	3.01 (3.51)	95.16 (97.75)	4.84 (2.25)		
7. 小売業								
8. その他の事業	96.84 (97.13)	3.16 (2.87)	100.00 (99.99)	0.00 (0.01)	91.37 (93.36)	8.63 (6.64)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和6年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和5年度の適用数値

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	96.80 (96.27)	3.20 (3.73)	95.20 (95.07)	4.80 (4.93)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	91.23 (92.00)	8.77 (8.00)	95.00 (94.99)	5.00 (5.01)
3. 酒類製造業	93.74 (93.90)	6.26 (6.10)	97.96 (98.19)	2.04 (1.81)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95.01 (95.56)	4.99 (4.44)	90.60 (88.97)	9.40 (11.03)
5. 医薬品製造業	99.25 (99.33)	0.75 (0.67)	98.45 (98.71)	1.55 (1.29)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.33 (98.57)	1.67 (1.43)	94.31 (95.58)	5.69 (4.42)
7. 小売業	99.05 (99.20)	0.95 (0.80)	98.99 (99.11)	1.01 (0.89)
8. その他の事業	99.43 (99.36)	0.57 (0.64)	98.70 (99.20)	1.30 (0.80)

上段：令和6年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和5年度の適用数値

6. 事業系比率（F）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて事業系比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章

3. (2)②参照）

< 表 5 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	0 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	5 (5)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	10 (5)	5 (15)	5 (5)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	5 (10) ※	0 (0) ※
3. 酒類製造業	30 (30)	5 (5)	25 (35)	0 (15)	35 (30)	15 (10)	15 (15)	0 (0)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	30 (25)	15 (10)	20 (15)	0 (0)	10 (25)	0 (0)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	15 (15)	5 (10)	0 (0)	5 (15)	0 (0)		
7. 小売業	/	/	/	/	/	/		
8. その他の事業	15 (10)	25 (5)	25 (30)	0 (0)	10 (5)	0 (0)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和6年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和5年度の適用数値

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	20 (15)	15 (15)	15 (15)	5 (5)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	10 (10)	0 (0)	10 (15)	0 (0)
3. 酒類製造業	30 (30)	5 (5)	30 (30)	0 (0)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	15 (10)	0 (5)	10 (10)	5 (0)
5. 医薬品製造業	35 (45)	15 (5)	55 (55)	20 (20)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	5 (5)	10 (5)	0 (5)
7. 小売業	35 (35)	25 (20)	15 (20)	5 (5)
8. その他の事業	20 (25)	30 (25)	35 (35)	35 (35)

包装（各業種共通）	30 (35)		30 (25)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：令和6年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和5年度の適用数値

7. 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量（G）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同排出見込量と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (2)①参照）

< 表 6 >

（単位：トン）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	161,544 (165,677)	165,752 (169,279)	10,595 (10,957)	12,906 (13,900)	7,290 (8,356)	8,488 (9,751)	26,900 (26,076)	27,952 (27,685)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	54,955 (60,902)	58,252 (57,811)	130,285 (135,996)	146,743 (163,654)	14,949 (16,983)	19,925 (21,895)	730,181 (709,497) ※	831,641 (820,665) ※
3. 酒類製造業	103,018 (104,809)	123,527 (122,662)	51,085 (57,299)	70,585 (63,976)	88,162 (89,926)	116,446 (120,120)	13,282 (13,054)	15,521 (15,118)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	5,822 (6,929)	6,848 (7,960)	75,342 (82,462)	84,831 (94,447)	81 (38)	68 (47)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	4,216 (4,016)	3,722 (3,574)	1,997 (1,377)	2,000 (1,662)	855 (538)	945 (558)		
7. 小売業	/	/	/	/	/	/	/	/
8. その他の事業	1,727 (1,889)	832 (962)	3,516 (3,495)	1,458 (2,724)	52 (147)	183 (116)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和6年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和5年度の適用数値

< 表 6 >

(単位：トン)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	210,061 (216,106)	231,803 (213,738)	522,965 (558,347)	560,799 (551,322)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	40,886 (44,151)	48,239 (50,244)	59,416 (62,777)	91,842 (100,127)
3. 酒類製造業	11,201 (11,642)	19,613 (20,321)	2,043 (1,624)	4,190 (3,866)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	7,887 (9,233)	11,523 (11,901)	77,574 (69,485)	91,347 (94,837)
5. 医薬品製造業	13,067 (11,877)	21,747 (24,083)	18,797 (18,551)	41,290 (42,629)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	10,185 (10,991)	11,707 (12,688)	41,857 (48,228)	62,156 (68,711)
7. 小売業	69,411 (61,645)	75,539 (84,912)	141,001 (113,226)	157,288 (177,909)
8. その他の事業	183,730 (170,089)	163,472 (176,214)	126,133 (125,695)	144,876 (155,006)

包装（各業種共通）	102,100 (99,767)		114,819 (132,634)	
-----------	---------------------	--	----------------------	--

上段：令和6年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和5年度の適用数値

令和5年度 第2回紙容器事業委員会 次 第

令和5年10月12日(木) 10時30分～
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 開 会 2. 挨 拶 3. 議 事

- (1) 令和6年度再商品化実施委託単価(案)について
資料1-① 概要版(当日説明用資料)
資料1-② 全文(説明は省略)
- (2) 令和5年度抛出委託単価(案)について
資料2-① 概要版(当日説明用資料)
資料2-② 全文(説明は省略)
- (3) 令和6年度事業計画(案)について
資料3-① 概要版(当日説明用資料)
資料3-② 全文(説明は省略)
- (4) 令和6年度紙容器事業部収支予算書(案)について
資料4 令和6年度紙容器事業部収支予算書(案)について
(当日説明用資料)
- (5) 令和5年度紙容器事業部上期活動報告
資料5-① 概要版(当日説明用資料)
資料5-② 全文(説明は省略)
資料5-別紙①、別紙② (説明は省略)
- (6) その他

<その他の添付資料>

- 再商品化受託状況等(平成29年度～令和5年度) (参考資料1)
- 令和6年度再商品化の実施に向けたスケジュール (参考資料2)
- 令和5年度第1回紙容器事業委員会議事録 (参考資料3)

令和6年度 再商品化実施委託単価(案)について

令和5年10月12日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1

1. 紙製容器包装を取り巻く環境

- (1) 社会に大きな影響を与えた新型コロナウイルスは令和5年5月より5類感染症に移行した。経済活動も徐々にだが活発化へと向かっており、海外からの観光客も戻りつつある。
- (2) しかし円安等による原材料やエネルギー価格の値上がりと、政府主導での賃上げの促進により、物価は引き続き上昇をしていくと想定される。日本銀行は令和5年の物価上昇率(消費者物価指数)を7月時点で2.5%とし、更に上振れリスクがあると言及をしている。
- (3) 再商品化事業においても、人件費の上昇や物流の2024年問題などの影響を受け、コストの増大が見込まれ、今後、再商品化事業者見込委託単価が上昇することが予想される。また、委託単価の上昇により、現在有償取引をしている市町村が逆有償化する可能性を考慮する必要がある。

2

結論:令和6年度再商品化実施委託単価(案) (消費税抜き)

単価・金額は消費税抜き

	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和6年度 計画	前年度比 (%)
再商品化実施委託単価 ($A \times B + C / D + E$)	14,000円	23,000円	25,000円	108.7%

2. 再商品化実施委託単価算定の考え方

$$\text{実施委託単価} = \frac{(\text{市町村からの引取見込量})A \times (\text{再商品化事業者見込委託単価})B + (\text{協会経費})C}{(\text{特定事業者と市町村からの再商品化委託申込見込量})D+E}$$

3

3. 再商品化実施委託単価の算出根拠

(1) R6年度市町村からの引き取り見込量

R6年度市町村引き渡し量調査結果 …… 14,388t
 ↓ *今後の社会・経済活動の動向などを勘案
 R6年度引き取り見込量 : 15,000t

(2) 逆有償落札が予測される市町村引き取り見込量

R5年度逆有償比率…実績:31%(R4年29%)
 *国際社会の不透明な状況の影響
 *円安等による物価・物流費の上昇等々
 ↓
 R6年度逆有償落札市町村引き取り見込量 = 15,000t × 50% = 7,500t (A)

(3) 再商品化事業者見込委託単価 (逆有償分、消費税抜き)

R5年度逆有償落札委託単価(実績) : 13,886円/ト
 ↓
 R6年度事業者見込委託単価…14,600円/ト (B)

4

(まとめ)

単価・金額は消費税抜き

	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和6年度 計画	前年度比 (%)
市町村からの引き取り見込量	21,000トン	15,000トン	15,000トン	100.0%
逆有償での引き取り見込量(A) (逆有償比率%)	8,400トン (40%)	7,500トン (50%)	7,500トン (50%)	100.0%
再商品化事業者見込委託単価 (B)	11,000円/トン	13,000円/トン	14,600円/トン	112.3%

(4) 協会経費 (C)

単価・金額は消費税抜き

	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和6年度 計画	前年度比 (%)
協会経費 (C)	316,953千円	325,546千円	327,499千円	100.6%

R6年度協会経費(C)は、R5年度経費予算より約195万円増額予算とする。

5

(5) 特定事業者と市町村からの再商品化委託申込見込量(D+E)

	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和6年度 計画	前年度比 (%)
特定事業者からの委託見込量 (D)	30,690トン	18,810トン	17,820トン	94.7%
市町村からの委託見込量 (E)	210トン	150トン	150トン	100.0%
委託量合計 (D+E)	30,900トン	18,960トン	17,970トン	94.8%

① 特定事業者の再商品化委託申込見込量

国が算出した再商品化義務総量とする。

再商品化義務総量 = 17,820t (D)

② 市町村の委託申込見込量

R6年度引き取り見込量・・・15,000t

市町村負担率(小規模事業者分)・・・1%

市町村委託申込見込量・・・ $15,000t \times 0.01 = 150t$ (E)

③ 特定事業者等の再商品化委託申込見込量

$(D) + (E) = 17,820t + 15,000t \times 0.01 = 17,970t$

6

4. 再商品化実施委託単価(案)

予算総費用(A×B+C)=7,500t×14,600円/t+327,499千円=436,999千円

単価・金額は消費税抜き

	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和6年度 計画	前年度比 (%)
予算総額(A×B+C)	409,353千円	423,046千円	436,999千円	103.3%

委託単価=(A×B+C)/(D+E)=

$(7,500t \times 14,600円/t + 327,499千円) \div 17,970t = 24,318円 \div 25,000円/t$

単位:千円

単位:トン

単位:円/トン

再商品化総費用	委託申込見込量	実施委託単価	前年比
436,999	17,970	25,000	108.7%

7

【注:参考数値】

	令和4年度 計画	令和5年度 計画	令和6年度 計画	前年度比 (%)
再商品化見込量	205,000トン	304,000トン	297,000トン	97.6%
分別収集見込量	101,000トン	94,000トン	83,000トン	88.3%
分別収集見込み量—市町村独自処理量(イ)	31,000トン	19,000トン	18,000トン	94.7%
特定事業者責任比率(ロ)	99%	99%	99%	100.0%
特定事業者義務総量(イ)×(ロ)	30,690トン	18,810トン	17,820トン	94.7%

<補足>

有償落札に伴う再商品化委託収入見込み

R6年度有償落札平均単価・・・8,000円/トン(R4年度有償平均落札単価:9,797円/トン)

有償落札見込み量=R6年度市町村引き取り見込量×50%=15,000トン×0.5=7,500トン

再商品化委託収入=8,000円/トン×7,500トン=60,000千円

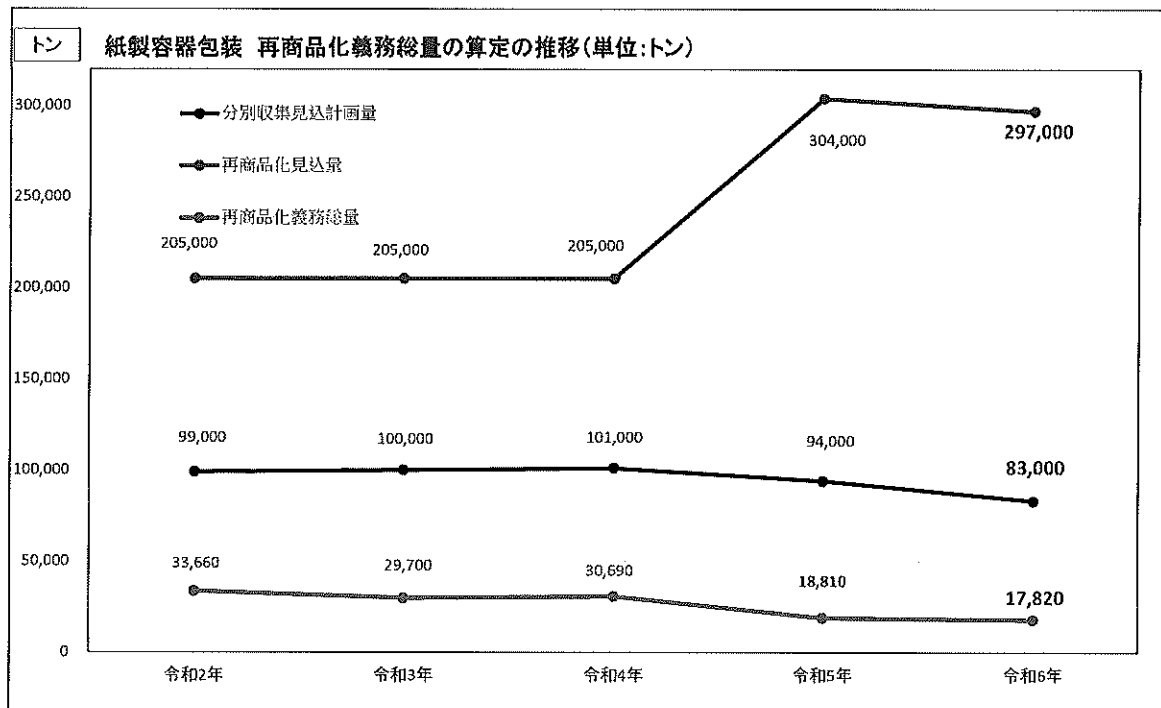
(※支出ではなく収入のため正数で計算)

8

紙製容器包装 再商品化義務総量の推移

*再商品化義務総量: 国が調査した再商品化見込み量と分別収集計画量の少ない方を基礎として算定。

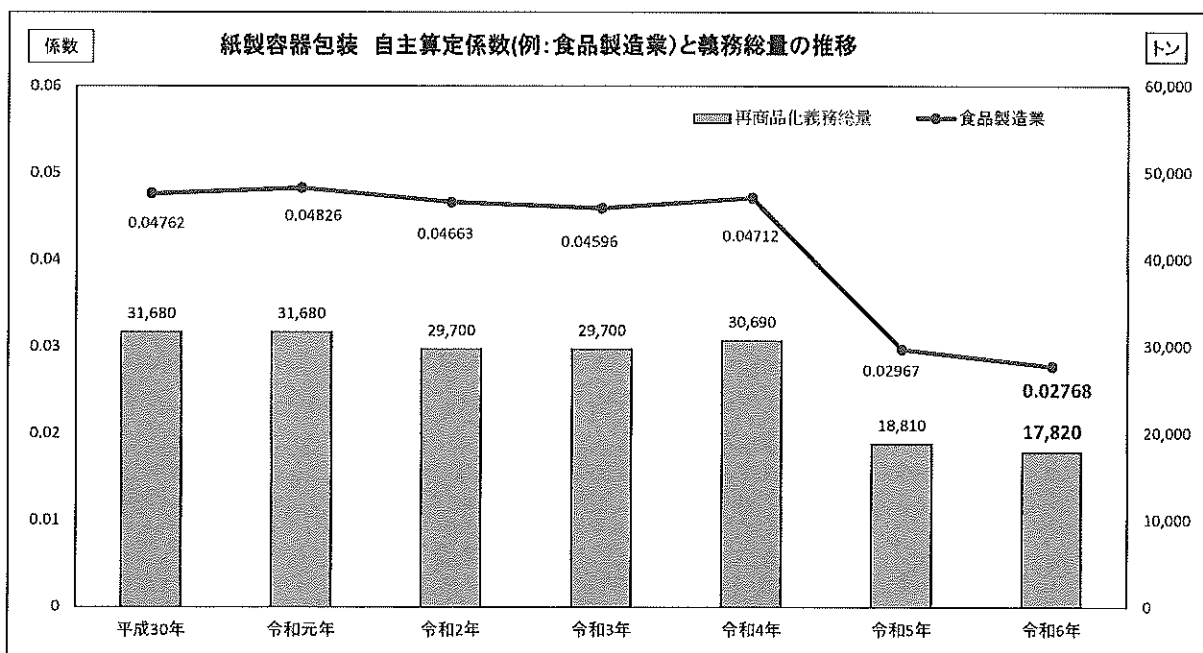
*紙製容器包装: 量の少ない方-市町村独自処理分(R6年: 65千トン) × 特定事業者責任比率(99%)



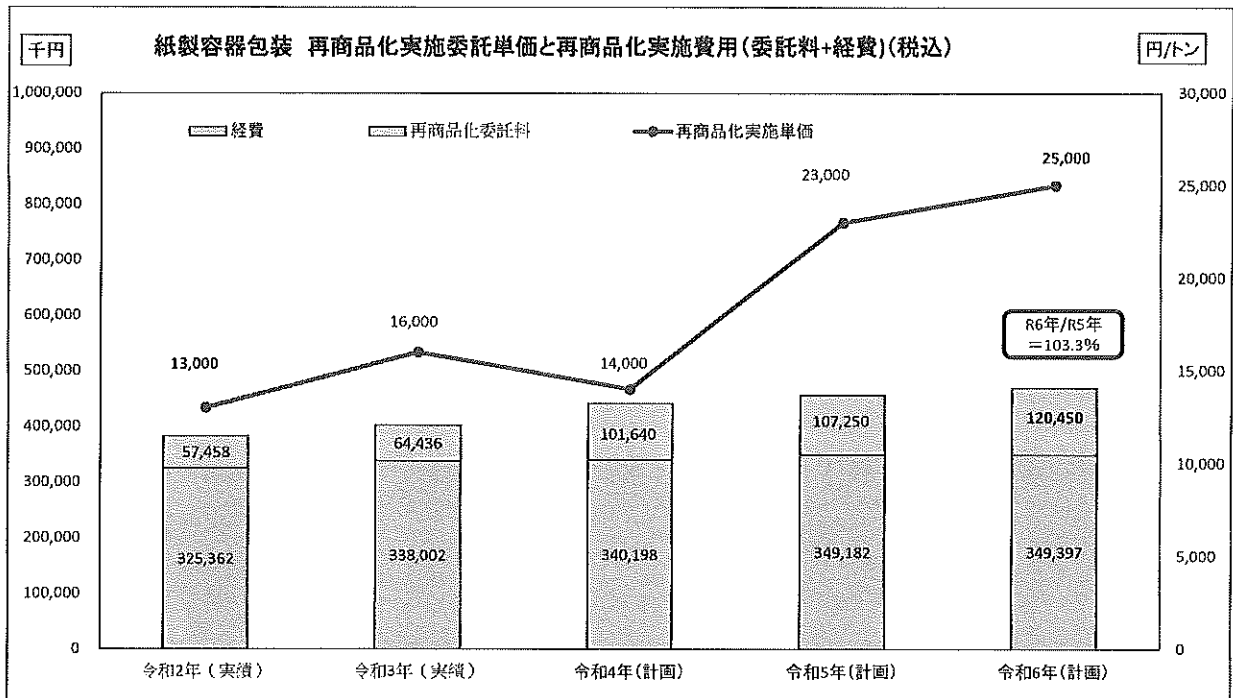
紙製容器包装自主算定係数(例: 食品製造業)と再商品化義務総量の推移

*算定係数: 家庭から排出される容器包装量のうち、企業がリサイクルしなければならない量の割合。

*国は令和6年度の特定事業者の負担量(排出量 × 算定係数 = 義務見込量)を前年に対して減小で想定。



紙製容器包装 再商品化実施委託単価と 再商品化実施費用(委託料と経費)推移



*再商品化委託料: 各企業排出量(トン) × 算定係数 × 再商品化実施委託単価(円/トン)

*再商品化実施委託単価 = (市町村引取総量 × 再商品化事業者見込委託単価 + 協会経費) ÷ (特定事業者委託見込総量 + 市町村委託申込総量)

*前年に対して、義務総量が減少、しかし再商品化実施費用総額が減少するわけではなく、実施委託単価が上昇となった。

取扱注意

委員会限り

資料2-①

令和5年度 紙製容器包装抛出委託単価(案)について

令和5年10月12日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1. 抛出委託単価(消費税抜き)の算出方法

$$\text{抛出委託単価} = \frac{\text{令和5年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金}}{\text{令和5年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込総量}}$$

2. 抛出委託単価算出根拠

$$\text{再商品化合理化抛出金} = ((1)\text{想定額} - (2)\text{「現に要した費用」の見込金額}) \times 1/2$$

(1) 想定額 = 想定単価 × 想定量

① 想定単価(令和2年度～令和4年度の3年間の再商品化実績単価の平均値)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	想定単価(3年間平均)
実績単価	2,759円	2,875円	2,396円	2,676円

② 想定量

各市町村から当協会への令和5年度引渡見込み量(特定事業者負担分の量)である14,368トン

③ 想定額

$$2,676円 \times 14,368トン = 38,449千円(消費税抜き)$$

2

(2) 「現に要した費用」の見込み金額

「現に要した費用」の見込み金額53,500千円 = 4月～8月の特定事業者負担費用22,290千円 × 12/5か月

(3) 令和5年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金

$$(\text{想定額} 38,449千円 - \text{「現に要した費用」の見込み金額} 53,500千円) \times 1/2 = -7,526千円$$

(4) 令和5年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量

総量は、21,419t(令和5年8月末時点の特定事業者再商品化委託申込み総量)と見込む。

3. 抛出委託単価(案)(消費税抜き)

$$\begin{aligned} \text{抛出委託単価(案)} &= \frac{\text{令和5年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金}}{\text{令和5年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量}} \\ &= \frac{-7,526,000円}{21,419トン} = -351円/t \Rightarrow 0 \quad (\text{マイナスなので0となる}) \end{aligned}$$

3

【まとめ】

＜令和5年度紙製容器包装排出委託単価の算出根拠＞

① 想定額 (円)	②「現に要した費用」の見込金額 (円)	③ 令和5年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金(円) (①-②)×1/2	④ 令和5年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量(トン)	⑤ 拠出委託単価 (円/t) ③ — ④
38,449,000 (17,526,000)	53,500,000 (47,232,000)	-7,526,000 (-14,853,000)	21,419 (33,715)	0 (0)

注1) ④令和5年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量は、令和5年8月末時点の申込量(100t未満の端数切り捨て)です。

注2) ⑤拠出委託単価は端数調整しております。

注3) ()内は、令和4年度拠出委託単価の算定根拠です。

(公財)日本容器包装リサイクル協会 令和6年度事業計画(案) 概要
～環境変化への対応と循環型社会構築への貢献～

委員会限り 取扱注意 資料3-①

容リ協会を取り巻く環境・動向と主要課題

世界的なエネルギー・食料価格の高騰、気候変動、大規模災害の発生
⇒上記問題の克服と循環型社会への移行の加速
賃金上昇、電気・ガス代の高騰、価格高騰の加増に伴うインフレ圧力増
⇒上記の環境による再商品化コスト、再商品化製品の販路開拓、市町村からの分別基準適合物等の回収量の増大などへの対応と持続可能な再商品化事業の実現

主要課題への対応

- ・社会経済環境の変化に対応した再商品化事業の着実な遂行 ⇒再商品化能力の涵養に向けた再商品化事業者へのサポート強化
- ・2年度目となる容リプラ、製品プラ・箱等再商品化の着実な実施 ⇒新たな課題への対応
- ・業務運営が複雑化する中で関係者の理解と参加の促進 ⇒普及啓発活動の一層の強化

1. 容リ法に基づく再商品化の着実な実施

(1) 再商品化に係る委託料金と特定分別基準適合物の市町村別の量
下記委託単価による再商品化業務の着実な遂行

素材	再商品化委託単価 (円/トン) ※消費税は含まず	
	令和6年度再商品化委託単価	令和5年度拠出委託単価
ガラスびん	無色	
	茶色	
	その他色	
PETボトル		
紙製容器包装		
プラスチック製容器包装		

(2) 市町村への資金拠出
容リ法第10条の2に基づき資金拠出及び有償入札に伴う資金拠出

4. 再商品化義務履行の促進(ただ乗り事業者対策の強化)

- (1) 主務省による義務不履行特定事業者への指導強化などの支援の要請
- (2) 関連団体やEコマースプラットフォーム等との連携による周知、啓発の強化
- (3) 商工会議所、商工会を通じた普及啓発活動の強化
- (4) 問い合わせ等に関する対応体制の強化
- (5) 過年度分の遡及申込に対する適切な運用

5. LiB(リチウムイオン電池)等危険物混入トラブル防止への取り組み

- ◆小型家電製品の製造・小売事業者へのLiB内蔵表示の徹底と廃棄方法の整備・周知の要請
- ◆国や地方公共団体との連携による効果的・先進的取組事例の周知・横展開、「メーカー・小売事業者が取り組むアクションプラン」(経済産業省策定)の周知・普及
- ◆LiB内蔵製品の回収促進に向けた国・関係機関への働きかけ

2. 持続可能な再商品化事業の実現に向けた取り組み

(1) 適正な再商品化業務の管理と運用の改善

- ◆月次報告等による状況確認及び現地検査による業務遂行の確保と安全衛生管理の強化
- ◆業務手順の検証とDX促進による生産性向上、業務の効率化・合理化の推進
- ◆プラ法に基づく事業に伴う新たな課題への対応

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

- ◆協会未登録の再商品化事業者への周知拡充等による新規再商品化事業者の発掘促進
- ◆設備投資や研究開発、再商品化製品の販路開拓に関する国への支援策実施の働きかけ
- ◆諸手段の合理化・簡素化の一層の促進による再商品化事業者の負担軽減

(3) 分別基準適合物等の品質向上アプローチ

- ◆市町村から引き取るべールの品質調査と同調査に基づく助言、提案等の改善アプローチ
- ◆「引き取り品質ガイドライン」の周知、徹底
- ◆プラスチック分別収集物については年2回調査を実施し、品質向上を図るとともに容リプラ・製品プラ等の比率確認のうえ適正な費用支払いを確保

(4) 再商品化事業に関する情報の把握、分析、活用

- ◆再商品化製品利用製品や原材料等の市場動向、新たな再商品化製品利用製品の開発状況、市町村の独自処理の状況等の情報の収集・把握・分析と活用
- ◆プラ法に基づく再商品化の増大に係る課題の早期発見と対応

6. 容リ法見直し審議への対応・準備

- ◆入札制度等を含め目指すべき容リ制度のあり方等の検討と必要に応じた提言

7. 容器包装リサイクル等に係る啓発活動の拡充

(1) ホームページ、機関誌、メディア、イベント等を活用した広報活動の展開

- ◆ホームページ構成の全面的見直し、チャットボット活用等による情報へのアクセス改善、閲覧者によるデータ分析の容易化
- ◆恒連連及び日商の機関紙を通じた協会事業の周知・普及と再商品化委託申込みの拡充
- ◆マスメディア、ソーシャルメディアを活用した積極的な広報活動の展開
- ◆環境イベントへの出展による分別意識の啓発とただ乗り事業者対策に関する周知・普及

(2) 各種説明会等による普及・啓発

- ◆各対象(市町村、特定事業者、再商品化事業者)毎に説明会・相談会の実施
- ◆国、地方公共団体、事業者・消費者団体等が主催する会合等への講師の派遣

(3) 関連事業への後援・協賛等

3. 不正・不適正行為等の防止への取り組み

(1) 危機管理委員会による危機事象防止策の策定とその実行

(2) 月次報告及び現地検査等による実績確認と不正行為等に対する措置の発動

- ◆月次報告等の確認による不正行為等の防止とその発覚時における措置規程に基づく機動的な措置の発動

(3) 外部監査人立会による厳正な再商品化事業者の登録審査の実施

(4) 厳格な情報管理と危機時における事業継続体制の確立

- ◆秘密情報管理規程等ルールの徹底と情報セキュリティサービス等による情報の厳格な管理

8. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

- ◆情報連絡会議の定期開催、リサイクル関係団体、評議員・理事の所属団体等との連携強化

(2) 海外関係機関との交流連携の促進

- ◆欧州等への調査団派遣による海外でのリサイクルへの取り組みや課題、LiB等禁忌品対策に関する情報収集と再商品化事業への反映、関係機関とのネットワーク構築

9. 協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

- ◆理事、評議員、監事の3機関によるガバナンスの維持・向上

10. 事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進

- ◆研修等による後継員の能力向上とAI関連の各種ツールの活用による業務の効率化、生産性向上

令和6年度紙容器事業部収支予算書(正味財産増減計算ベース)(案)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	60	20	40	国債運用
基本財産受取利息	60	20	40	
② 事業収益	531,942	493,912	38,030	
再商品化受託料収益	461,817	448,867	12,950	
(特定事業者・実施委託料)				
再商品化受託料収益	0	0	0	
(特定事業者・拋出委託料)				
再商品化受託料収益	4,125	3,795	330	
(市町村)				
再商品化委託収益	66,000	41,250	24,750	・市町村からの引取見込量(有償分) 7,500t (前年度 7,500t) ・落札単価(税抜) -8,000円/t (前年度 -5,000円/t)
(有償入札分)				
経常収益計	532,002	493,932	38,070	
(2) 経常費用				
① 事業費				
再商品化委託事業	447,706	418,567	29,139	
(主な内訳)				
再商品化委託料	120,450	107,250	13,200	・市町村からの引取見込量(逆有償分)
人件費(通勤手当含む)	31,465	31,572	△ 107	7,500t (前年度 7,500t)
設備等調査費	25,300	25,300	0	・落札単価(税抜)
旅費交通費	4,400	4,400	0	14,600円/t (13,000円/t)
コンピュータ処理料	115,353	113,523	1,830	
再商品化業務システム改善費	8,250	11,000	△ 2,750	
商工会議所等委託費・研修費	37,081	37,730	△ 649	
申込書等印刷費・通信費	13,640	13,640	0	
賃借料	13,167	13,167	0	
租税公課	10,900	15,510	△ 4,610	
市町村拋出支出(合理化拋出金)	0	0	0	
市町村拋出支出(有償入札拋出金)	60,000	37,500	22,500	
普及及び啓発	6,270	5,555	715	
業務内容に関する説明会等の開催	5,665	4,895	770	会議費 2,200 旅費交通費 660
パンフレット等の作成及び配布	605	660	△ 55	官報・広告掲載 1,870
情報の収集及び提供	16,198	10,175	6,023	
会報の発行等	16,198	10,175	6,023	会報発行(4回) 5,500 HP運用 8,718 環境イベント等 1,815
交流及び協力	275	385	△ 110	
国内外関係機関との交流及び協力	275	385	△ 110	
事業費計	470,449	434,682	35,767	

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
②管理費				
役員報酬	7,987	7,987	0	通勤手当含む
給与手当	22,476	20,419	2,057	通勤手当含む
福利厚生費	8,900	8,340	560	法定福利費他
退職給付費用	4,900	4,900	0	
旅費交通費	66	55	11	
会議費	250	330	△ 80	理事会・評議員会開催費
什器備品費	121	121	0	
減価償却費	25	125	△ 100	
消耗品費	275	275	0	
修繕費	28	110	△ 82	
印刷製本費	770	880	△ 110	
通信運搬費	660	605	55	
租税公課	25	30	△ 5	
光熱水費	440	330	110	
賃借料	7,980	8,173	△ 193	
渉外費	110	110	0	
諸謝金	2,585	2,530	55	弁護士・公認会計士等への謝金
保険料	325	300	25	役員賠償責任保険等
会費	358	330	28	研修費含む
図書購入費	385	330	55	
倉庫保管料	907	990	△ 83	
その他雑費等	1,980	1,980	0	室内清掃、銀行振込関連手数料等
管理費計	61,553	59,250	2,303	
経常費用計	532,002	493,932	38,070	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般	0	0	0	
正味財産増減額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	0	0	0	
一般正味財産期末残高	0	0	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	0	0	0	

協会経費 351,552 (前年度 349,182)

令和5年10月16日

公正取引委員会による「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」の発表について

10月16日、公正取引委員会から「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」が発表されました。当協会として行政指導を受けたものではありませんが、当協会の見解についてお知らせいたします。

標記の報告書本文において、当協会が指定法人として適正リサイクルに重要な役割を担っていることを評価をいただき、離島や過疎地を含めた全国千を超える市町村から使用済みペットボトルの引渡しを受けていることも記載されております。

これは、当協会が容り法の目的である廃棄物の適正処理と資源の有効利用の確保に寄与すべく、ユニバーサルサービスとしてのセーフティネット機能を担っていること、すなわち使用済みペットボトルの商品とした民間企業活動における売買取引とは事業の主目的が異なることが示唆されているものと考えます。

同報告書において、当協会の活動や行為に独占禁止法上または競争政策上の問題はないと明記されておりますが、その上で下記2点の公正取引委員会としての考え方が示されました。

1点目は、使用済みペットボトルの処理について、当協会が市町村等に連絡する際には、独自処理を妨げるような誤解を生じさせないように留意することが望ましい、とされています。

当協会は、本件が市町村の裁量であることを十分理解、尊重し、従来からこの点に留意した説明を行っておりますが、仮に市町村等に誤解が生じていたとすれば、これを真摯に受け止め、いっそう丁寧な説明に努めてまいります。

2点目は、市町村、再商品化事業者等の需要を可能な限り踏まえつつ、再商品化事業者間の競争がより促進されるよう、入札制度を絶えず検討することが競争政策上望ましい、とされています。

入札制度は、主務省との協議のうえ構築してきたものであり、容り制度の公平・公正を確保するために重要な制度と位置付け、予てより様々な検討を続けておりますが、今般のご指摘を受け、主務省庁のご指導も仰ぎながら、さらに検討を重ねてまいります。

当協会としては、幅広い調査をもとに標記報告書をおまとめいただいたことに対し、深い敬意を表するとともに、引き続き容器包装リサイクル法及び同関連法令を遵守し業務を推進してまいります。何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

[公正取引委員会による「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」](#)

(ご参考) [容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（抜粋）](#)

以上

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の
再商品化の促進等に関する基本方針 (抜粋)

平成十八年十二月一日

財務大臣	尾身	幸次
厚生労働大臣	柳澤	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
環境大臣	若林	正俊

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三条第一項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成八年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第一号）の全部を次のとおり変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

（中略）

四 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項

容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施され、これにより得られた分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることにかんがみ、市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。

また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合であっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。

同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。

（後略）

令和5年度 第2回総務企画委員会 次 第

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

日時：令和5年10月18日（水）

15：00～16：30

場所：オンラインまたは協会大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

<審議事項>

- (1) 令和6年度再商品化実施委託単価（案）、令和6年度市町村経費単価（案）及び
令和5年度抛出委託単価（案）について

資料1 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

資料2 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

資料3 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

- (2) 令和6年度事業計画（案）について

資料4-① 概要版（当日説明用資料／事前メール済み）

資料4-② 全文（説明は省略／事前メール済み）

- (3) 令和6年度収支予算（案）について

資料5 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

- (4) その他

※審議事項(1)～(3)については理事会上程事項

<報告事項>

- (1) 令和5年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について

資料6 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

- (2) 第2回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について

資料7 全文（当日説明用資料／事前メール済み）

- (3) その他

～ 裏面に続く ～

[その他の配布資料]

- ・再商品化受託状況等 (参考資料1)
- ・令和6年度再商品化の実施に向けたスケジュール (参考資料2)
- ・令和5年度第1回総務企画委員会議事録 (参考資料3)

令和5年10月18日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和6年度再商品化実施委託単価（案）について

令和6年度再商品化委託申込み時に必要な、再商品化義務量算定のための「算定係数」に関わる「量・比率」については、パブリックコメント終了後に確定するため「暫定値」として「量・比率」（案）を使用しています。

●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価⑥} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込量} \times \text{②再商品化事業者見込委託単価} + \text{③協会経費} = \text{④}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

<令和6年度再商品化実施委託単価の算出根拠>（単価・金額共 消費税抜）

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≒ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和6年度再商品化実施委託単価 ≒ ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	100,000	8,700	84,917	954,917	92,400	10,400
	茶色	102,000	10,000	84,917	1,104,917	82,200	13,500
	その他色	137,000	17,700	84,917	2,509,817	117,300	21,400
PETボトル		7,700	56,200	*472,773	905,513	142,000	6,500
紙製容器包装		7,500	14,600	327,499	436,999	17,970	25,000
プラスチック製容器包装		709,629	61,000	901,000	44,188,000	716,600	62,000

注1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。（PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上）

注2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。

* PETボトルの協会経費は 1,331,554 千円ですが、令和6年度有償収入に関わる消費税相当額 858,781 千円を充当するため、同額を減額します。この結果、特定事業者の実質的な協会経費負担は、472,773 千円③となり、特定事業者が負担する費用は再商品化委託費用 432,740 千円(=①×②)と実質的協会経費 472,773 千円③を合算した 905,513 千円となります。

なお、有償拠出金の前期3月と当期3月の差異 35,566 千円は来年度予算に持ち越し、協会経費への算入は行いません。

(参考1) 令和5年度再商品化実施委託単価について

<令和5年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≙ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和5年度再商品化実施委託単価 ≙④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	100,000	7,560	82,378	838,378	141,600	6,000
	茶色	102,000	8,670	82,378	966,718	118,400	8,200
	その他色	143,000	17,500	82,378	2,584,878	161,400	16,100
PETボトル		4,500	61,500	*2,540,699	2,817,449	205,000	14,000
紙製容器包装		7,500	13,000	325,546	423,046	18,960	23,000
プラスチック製容器包装		745,400	61,000	949,000	46,418,400	808,200	58,000

注1) 及び 注2) については上記と同様。

* PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 276,750(千円=①×②)に協会経費を加算したものととなります。協会経費の額は、消費税負担分 (2,990,000 (千円)) を含めると 3,288,251(千円)となりますが、令和5年度有償収入に関わる消費税相当額 1,429,530 (千円)を充当することから同額が減額となり、他方、有償拠出金の前期3月と当期3月の差異充当分 681,978 (千円) は加算となるため、特定事業者の実質的な負担費用は、2,540,699 千円③となります。

(参考2) 令和4年度再商品化実施委託単価について

<令和4年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≙ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和4年度再商品化実施委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	103,800	7,100	81,029	818,009	160,900	5,100
	茶色	105,600	7,700	81,029	894,149	125,400	7,200
	その他色	141,000	16,900	81,029	2,463,929	104,400	23,600
PETボトル		17,000	50,000	1,022,518	*1,020,518	202,000	5,000
紙製容器包装		8,400	11,000	316,953	409,353	30,900	14,000
プラスチック製容器包装		700,800	57,000	866,000	40,811,000	780,400	53,000

注1) 及び 注2) については上記と同様。

* PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 850,000 (千円)、協会経費 1,022,518 (千円) 合算の 1,872,518 千円となりますが、令和4年度有償収入に関わる消費税相当額 852,000 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、1,020,518 千円となります。

令和6年度市町村における協会経費負担および協会経費単価（案）について

<基本的な考え方>

(1) 令和5年度との変更点（新しい考え方）

①令和6年度予算より明確に区分が可能な費用（製品プラ等の再商品化に関するペール品質調査費と製品分析費）については、令和5年度の実績見込額を令和6年度に市町村が負担する費用として計上します（下記表の赤字部分）。

なお、令和6年度の実績（令和7年6月決算にて確定）と令和6年度に市町村が負担した金額との差額は、令和8年度予算（令和7年9月策定）において市町村負担に加算します。

(2) 令和5年度と同じ考え方（従来の考え方）

②製品プラ等の再商品化に直接関係のない費用（特定事業者に関わる費用）は市町村が負担する費用から除きます。

③協会経費から上記の①と②を除いた額を製品プラ等の再商品化に関係のある共通経費とし、6月に実施した調査で把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量の比率で按分します。

④上記の①と③を足した額を市町村が負担する製品プラ等の協会経費額とし、その額を製品プラ等の申込見込量で割ったものが市町村が負担する協会経費単価となります。

（金額税抜き、単位：円）

プラスチック容器事業部の協会経費（令和6年度予算ベース）①			
941,877,000			
対象外経費② （特定事業者固有経費） 385,745,000 ・ 商工会議所等委託費 ・ 申込書等印刷通信費 ・ システム関連費 ・ 容リプラの品質調査 ・ 製品分析の経費	対象経費④（共通経費/①-②-③）→ 重量按分 再商品化事業者・市町村・協会全般に関わる経費 529,032,000		対象経費③ （市町村固有経費） 27,100,000 ・ 製品プラ等の品質調査 ・ 製品分析の経費
	申込見込量総量 A（トン） 699,594 容リプラの申込見込量 B 681,635 製品プラ等の申込見込量 C 17,959	容リプラの割合 D 97.4 製品プラ等の割合 E 2.6	
	共通経費のうち 特定事業者負担額⑤ (④×97.4/100) 515,277,168	共通経費のうち 市町村負担額⑥ (④×2.6/100) 13,754,832	
特定事業者が負担する協会経費⑦（②+⑤） 901,022,168		市町村が負担する協会経費⑧（③+⑥） 40,854,832	

令和6年度市町村負担経費単価 (⑧/C) 2,275 (円/トン)
 令和5年度市町村経費単価 1,211 (円/トン)
 1.88 (前年比)

令和6年度 市町村における協会経費負担および協会経費単価(案)について

<基本的な考え方>

(1) 令和5年度との変更点(新しい考え方)

① 令和6年度予算より明確に区分が可能な費用(製品プラ等の再商品化に関するペール品質調査費と製品分析費)については、令和5年度の実績見込額を令和6年度に市町村が負担する費用として計上する(下記(2)参照)。

なお、令和6年度の実績(令和7年6月決算にて確定)と令和6年度に市町村が負担した金額との差額は、令和8年度予算(令和7年9月策定)において市町村負担に加算する。

(2) 令和5年度と同じ考え方

② 製品プラ等の再商品化に直接関係のない費用(特定事業者に関わる費用)は市町村が負担する費用から除く。

③ 協会経費から上記①②を除いた額を製品プラ等の再商品化に関係のある共通経費とし、6月に実施した調査で把握した容リプラと製品プラ等の申込見込量の比率で按分する。

④ 上記①と③を足した額を市町村が負担する製品プラ等の経費額とし、その額を製品プラ等の申込見込量で割ったものが市町村が負担する協会経費単価となる。

<協会経費単価の計算方法>

(単位:円)

(1) 協会経費総額(税抜)	941,877,000	令和6年度プラスチック容器事業部経費予算 (令和5年度経費予算: 965,450,000)
----------------	-------------	--

(2) 製品プラ等に関する品質調査・製品分析費	27,100,000	市町村負担、令和5年度実績見込額より計算 (品質調査: 16,100,000、製品分析: 11,000,000)
-------------------------	------------	---

(3) 製品プラ等の再商品化に直接関係のない経費として除かれる経費(特事関連経費)	385,745,000	
① 商工会議所等委託費・研修費	49,980,000	(全額特事分)
② 申込書等印刷費・通信費	17,500,000	(特事向け)
③ システム関連費	61,765,000	(特事向け)
④ 容リプラに関する品質調査・製品分析費	256,500,000	(容リ分・特事負担)

(参考/令和6年度予算額)

② 申込書等印刷費・通信費	25,000,000	特定事業者と市町村の比率=7:3
③ システム関連費	164,214,000	過去実績をベースにステークホルダーごとに按分
④ 品質調査・製品分析費	283,600,000	設備調査費のうちペール品質調査・製品分析の費用

(4) 製品プラ等に関する共通経費/(1)-(2)-(3)	529,032,000	容リプラと製品等プラの重量比で按分(97.4:2.6)
うち容リプラ・特事負担額	515,277,168	
うち製品プラ等・市町村負担額(A)	13,754,832	

(5) 令和6年度市町村引取見込量・6月調査(トン)	699,594	比率
うち容リプラの引取見込量	681,635	97.4
うち製品プラ等の引取見込量(B)	17,959	2.6

(6) 市町村が負担する協会経費額/(2)+(A)	40,854,832	(令和5年度: 16,609,660)
(7) 市町村が負担する協会経費単価/(6)÷(B)	2,275	円/トン・税抜き(令和5年度: 1,211円)

※市町村負担額=市町村からの引取実績量×(落札単価+協会経費単価)×消費税

令和5年10月18日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和5年度抛出委託単価（案）について

●「抛出委託単価」算出の計算式

$$\text{抛出委託単価⑤} = \frac{(\text{①想定額} - \text{②「現に要した費用」の見込金額}) \times 1/2}{\text{④特定事業者からの再商品化委託申込量の総量}}$$

市町村への合理化抛出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて抛出されます。

<令和5年度抛出委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜き)

		①想定額※ (円)	②「現に要した費用」 の見込額 (円)	③ = (① - ②) 差額の見込額 ×1/2 (円)	④再商品化 委託申込 見込量 (トン)	⑤令和5 年度抛出 委託単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	601,848,801	698,068,000	-96,219,000	135,000	0
	茶色	640,987,522	764,013,000	-123,025,000	106,000	0
	その他	1,817,597,221	1,827,001,000	-9,403,000	147,000	0
PETボトル		939,058,635	361,878,000	288,590,000	214,866	1,400
紙製容器包装		38,449,255	53,500,000	-15,050,000	21,419	0
プラスチック製容器包装		38,664,933,892	41,777,041,000	-3,112,107,000	824,000	0

* 想定額と「現に要した費用」の見込額の差額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。
③については、差額の見込額（① - ②）が正の場合、すなわち支給原資のある場合のみ、1/2を剩しています。

※令和5年度想定額の求め方（「想定単価」×「想定量」）

		想定単価 (円/トン)	想定量 ^{注)} (トン)	想定額 (円)
ガラスびん	無色	6,315	95,304.640	601,848,801
	茶色	7,084	90,483.840	640,987,522
	その他	13,967	130,135.120	1,817,597,221
PETボトル		4,615	203,479.661	939,058,635
紙製容器包装		2,676	14,368.182	38,449,255
プラスチック製 容器包装	材料リサイクル(トレイ)	62,253	360.724	38,664,933,892
	材料リサイクル(トレイ以外)	59,377	403,474.592	
	高炉還元剤化	39,364	17,827.920	
	コークス炉化学原料化	51,172	220,516.729	
	ガス化	47,177	57,216.580	

注) 想定量は特定事業者負担分のみ。

(参考1) 令和4年度抛出委託単価について

<令和4年度抛出委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜き)

		①想定額※ (円)	②「現に要した費用」の見込額 (円)	③ = (①-②) 差額の見込額 ×1/2 (円)	④再商品化 委託申込 見込量 (トン)	⑤ 令和4 年度 抛出 委託単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	495,139,850	641,176,000	-146,036,000	153,400	0
	茶色	529,375,724	702,362,000	-172,986,000	101,800	0
	その他	1,201,315,819	1,916,672,000	-715,356,000	91,300	0
PETボトル		393,590,496	238,204,045	77,693,000	196,000	400
紙製容器包装		17,526,809	47,232,000	-14,853,000	33,715	0
プラスチック製容器包装		34,033,617,448	37,925,786,000	-3,892,168,000	778,700	0

* 想定額と「現に要した費用」の見込額の差額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。
③については、差額の見込額(①-②)が正の場合、すなわち支給原資のある場合のみ、1/2を剩じています。

(参考2) 令和4年度合理化抛出金実績 (令和5年9月支払い分)

	想定単価 (円/トン)	想定量 (トン)	①想定額 (円)	②現に要した費用 (円)	③差額(円) (①-②)	合理化 抛出金(円) ③÷2
ガラスびん (無色)	5,009	98,850.040	495,139,850	639,256,539	-144,116,689	0
ガラスびん (茶色)	5,657	93,578.880	529,375,724	694,433,856	-165,058,132	0
ガラスびん (その他の色)	9,102	131,983.720	1,201,315,819	1,968,603,356	-767,287,537	0
PETボトル	1,833	214,724.766	393,590,496	252,909,823	140,680,673	70,340,337
紙製容器包装	879	19,939.487	17,526,809	51,462,138	-33,935,329	0
材料リサイクル (トレイ)	48,727	356.843	17,387,888	20,829,171		
材料リサイクル (トレイ以外)	54,806	385,389.173	21,121,639,015	22,738,557,551		
ガス化	36,697	57,380.227	2,105,682,190	2,948,072,728		
高炉還元剤化	41,030	33,697.117	1,382,592,710	1,386,384,603		
コークス炉 化学原料化	45,509	206,691.328	9,406,315,645	10,080,067,653		
プラスチック製 容器包装 計	-	683,514.688	34,033,617,448	37,173,911,706	-3,140,294,258	0
合計	-	-	-	-	-	70,340,337

以上

令和6年度収支予算書(正味財産増減計算ベース)(案)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	240	80	160	
基本財産受取利息	240	80	160	国債運用
② 事業収益	66,029,056	75,890,436	△ 9,861,380	
再商品化受託料収益	54,099,822	58,406,064	△ 4,306,242	実施委託料内訳
(特定事業者・実施委託料)				①ガラスびん 4,582,440
				②PETボトル 933,852
				③紙 461,817
				④プラスチック(認定計画分含む) 48,121,713
再商品化受託料収益	330,894	86,240	244,654	抛出委託料はPETボトルのみで発生
(特定事業者・抛出委託料)				
再商品化受託料収益	835,765	693,711	142,054	市町村負担分の申込
(市町村・容り分)				
再商品化受託料収益	1,249,992	938,341	311,651	市町村からの製品プラ等の申込
(市町村・製品プラ等分)				
再商品化委託収益	9,512,583	15,766,080	△ 6,253,497	有償入札分内訳 ()内は有償分の引取見込量
(有償入札分)				①PETボトル 9,446,583(191,692t)
				②紙 66,000(7,500t)
経常収益計	66,029,296	75,890,516	△ 9,861,220	
(2) 経常費用				
① 事業費				
再商品化委託事業	65,661,562	75,545,386	△ 9,883,824	※数字は市町村からの引取見込量(逆有償分)
(主な内訳)				
ガラスびん再商品化委託料	4,746,390	4,557,124	189,266	339,000t (前年度 345,000t)
PETボトル再商品化委託料	476,014	304,425	171,589	7,700t (前年度 17,000t) 4,500t
紙再商品化委託料	120,450	107,250	13,200	7,500t (前年度 8,400t) 7,500t
プラスチック再商品化委託料(容り分)	45,737,642	48,814,176	△ 3,076,534	709,629t (認定計画分含む)
プラスチック再商品化委託料(認定計画分)	1,804,609	1,118,792	685,817	(前年度 745,400t)
プラスチック再商品化委託料(製品プラ等分)	1,205,049	920,076	284,973	17,959t (前年度 13,712t)
役員報酬	64,562	64,562	0	通勤手当含む
給与手当	134,488	138,706	△ 4,218	通勤手当含む
設備等調査費	580,305	596,970	△ 16,665	
旅費交通費	26,774	21,670	5,104	
コンピュータ処理料	447,700	442,200	5,500	
再商品化業務システム改善費	55,000	66,000	△ 11,000	
商工会議所等委託費・研修費	105,941	107,800	△ 1,859	
申込書等印刷費・通信費	50,600	50,600	0	
賃借料	52,668	52,668	0	
租税公課	1,060,410	3,026,570	△ 1,966,160	PETボトルの有償入札額が大幅に減少した
市町村抛出支出(合理化抛出金)	330,894	86,240	244,654	ため消費税負担が大幅に減少(令和4年度
市町村抛出支出(有償入札抛出金)	8,612,236	15,014,777	△ 6,402,541	実績約200億円→令和5年度見込約122億円)
普及及び啓発	33,220	41,360	△ 8,140	
業務内容に関する説明会等の開催	22,660	19,580	3,080	会議費 8,800 旅費交通費 2,640
				官報・広告掲載 7,480
パンフレット等の作成及び配布	10,560	21,780	△ 11,220	リチウムイオン電池混入防止対応 7,700
情報の収集及び提供	64,792	40,700	24,092	
会報の発行等	64,792	40,700	24,092	会報発行等(4回) 22,000
				HP運用 34,872 環境イベント等 7,260
交流及び協力	9,020	10,670	△ 1,650	
国内外関係機関との交流及び協力	9,020	10,670	△ 1,650	欧州、北米、中国、インドネシア等視察
事業費計	65,768,594	75,638,116	△ 9,869,522	

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
②管理費				
役員報酬	33,238	33,238	0	通勤手当含む
給与手当	89,904	81,676	8,228	通勤手当含む
福利厚生費	45,900	44,760	1,140	法定福利費他
退職給付費用	22,500	22,310	190	
旅費交通費	264	220	44	
会議費	1,000	1,320	△ 320	理事会・評議員会開催費
什器備品費	484	484	0	
減価償却費	100	500	△ 400	
消耗品費	1,100	1,100	0	
修繕費	112	440	△ 328	
印刷製本費	3,080	3,520	△ 440	
通信運搬費	2,640	2,420	220	
租税公課	100	120	△ 20	
光熱水費	1,760	1,320	440	
賃借料	31,920	32,692	△ 772	
渉外費	440	440	0	
諸謝金	10,340	10,120	220	弁護士・公認会計士等への謝金
保険料	1,300	1,200	100	役員賠償責任保険等
会費	1,432	1,320	112	研修費含む
図書購入費	1,540	1,320	220	
倉庫保管料	3,628	3,960	△ 332	
その他雑費等	7,920	7,920	0	室内清掃、銀行振込関連手数料等
管理費計	260,702	252,400	8,302	
経常費用計	66,029,296	75,890,516	△ 9,861,220	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般	0	0	0	
正味財産増減額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	62,590	62,603	△ 13	
一般正味財産期末残高	62,590	62,603	△ 13	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	120,285	120,285	0	
指定正味財産期末残高	120,285	120,285	0	
III 正味財産期末残高	182,875	182,888	△ 13	

新たな循環型社会形成推進基本計画の策定のための
具体的な指針

令和5年10月17日
中央環境審議会
循環型社会部会

環境保全を前提とした循環型社会形成に向けて中長期的な方向性を設定し、そこからバックキャスト的に検討し、現在中央環境審議会において策定に向けて議論を行っている第六次環境基本計画とも整合を取りながら、下記の取組を政府を挙げて戦略的に進める必要がある。

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

- 資源投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）¹への移行は、循環型社会のドライビングフォースともいえるものであり、資源消費を最小化し、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等につながるものである。
- 循環経済への移行は、環境面に加え、国際的な資源確保の強化の動きや人権・環境デュー・ディリジェンスのルール形成の動き、欧州における規制強化の動きも含めた現下の国際情勢等も踏まえれば、資源確保や資源制約への対応や、国際的な産業競争力の強化に加え、経済安全保障の強化にも資する。以上を踏まえ、バリューチェーン全体における資源効率性及び循環性の向上等に効果的な循環経済アプローチを推進することによる循環型社会の方向性を示す。循環経済への移行に当たっては、環境・経済・社会全体としては持続可能性を確保する上で重要であっても、各主体にとっては短期的に経済合理的ではない取組も実施されるようにしていくことが必要となる場合もあるため、各主体の取組が円滑に進み、社会的に評価される政策の方向性を示す。
- 循環経済への移行を推進することは、温室効果ガスの排出削減を通じたカーボンニュートラルの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じた自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現といった環境的側面のほか、経済・社会的側面を含めた持続可能な社会の実現に貢献するものである。よって、それぞれの取組間の関係性（ネクサス）を踏まえ、最大限トレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るような統合的な政策の方向性を示す。
- 3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を進めることや貢献余地の大きい資源循環分野の脱炭素化を中長期のシナリオに沿って進めることは、Scope3における排出削減も含めた製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献する。例えば、我が国における温室効果ガス全排出量のうち、資源循環の取組が温室効果ガスの排出削減に貢献できる余地がある部門の割合は約36%という試算もある。こうしたことを踏まえ、循環経済とカーボンニュートラルに関する統合的な施策について、「脱炭素型資源循環」に関する具体的施策の政策パッケージとして示す。

¹ なお、現在も循環経済の定義については、国際的に確立しておらず、ISOの専門委員会といった国際的な場で引き続き議論されているところ。

- また、循環経済への移行を通じて、資源の効率的な使用、長期的利用や循環利用、ライフサイクル全体での化学物質や廃棄物の適正管理を進めることにより新たな天然資源の投入量・消費量の抑制等を図ることが資源の採取時等における生物多様性や大気、水、土壌などの保全、自然環境や水ストレスへの影響を低減するという観点からも重要であることを踏まえ、循環経済とネイチャーポジティブに関する統合的な施策についても示す。
- 循環経済への移行を推進することにより、例えば、地域課題の解決や地場産業の振興にも貢献し得るものであり、持続可能な地域づくりや地方創生の実現にも繋がることや、こうした持続可能な地域を基礎として成り立つ循環共生型社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会が同時実現した持続可能な社会の実現に繋がることを示す。

2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 循環経済への移行には、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階、廃棄段階のライフサイクルの各段階を最適化し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を実施する必要があり、製造業・小売業などの動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携が重要である。動静脈連携による国内外の資源循環を加速し、我が国の状況に応じて中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援するための施策について示す。例えば、現下の国際情勢を踏まえ、世界的な鉱物資源等の需給逼迫等に対応し、経済安全保障に貢献する、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化に資する国内におけるレアメタル等の金属資源循環の強化のための施策について示す。また、国内外で再生材の利用を促す取組が進みつつあるところ、動静脈が連携することで必要な再生材を確保し、再生材の利用が円滑に進むようにするための施策について示す。
- 動脈側においては、事業者による環境配慮設計の推進、持続可能な調達、リデュース、リユース、バイオマス化・再生材利用、自主回収等の取組を強化するための施策について示す。また、リユースの深掘りとして、製品の適切な長期利用を促進する観点から、シェアリング、サブスクリプション等のサービス化、リペア・メンテナンス、二次流通仲介等の製品の適切な長期利用を促進する「リコマース (Re-commerce)」のビジネスを育成するための施策について示す。
- 静脈側においては、企業や地域における先進的な事例を踏まえ、動静脈連携の取組を全国に広げていくための施策や、静脈側の資源循環に係る情報を活用し、動静脈連携や脱炭素化を促進するための施策など、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための施策について示す。
- 動静脈連携により資源循環を促進するに当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進する。

- 循環資源の分別・収集・利用等に関して、消費者や住民との対話等を通じた、またこれらを活かした前向きで主体的な意識変革や環境価値の可視化等を通じた行動変容、具体的取組に繋げるための施策について示す。
- 環境への負荷や廃棄物の発生量、脱炭素への貢献といった観点から、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を考慮すべき以下の素材や製品について、循環経済工程表（令和4年9月）で示した今後の方向性を基に、例えばプラスチック資源の回収量倍増、金属のリサイクル原料の処理量倍増といった目標に向けた、さらなる取組を進めるための具体的な施策について示す。

<素材>

- プラスチック・廃油
- バイオマス（廃棄物系バイオマスや未利用資源、食品廃棄物及び食品ロス、紙、持続可能な航空燃料（SAF（Sustainable Aviation Fuel））
- ベースメタルやレアメタル等の金属
- 土石・建設材料などの素材

<製品>

- 建築物
- 自動車
- 小電・家電
- 温暖化対策等により新たに普及した製品や素材（太陽光発電設備やリチウムイオン電池等）
- ファッション

- 経済的側面からは、循環産業をはじめとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとし、産業競争力を高めながら、循環経済への移行に向けた取組を持続的なものとし、かつ主流化していくことが不可欠の要素となる²。成長戦略フォローアップ工程表（令和3年6月18日）や循環経済工程表等も踏まえ、2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上にするという目標に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）への投資を活用した施策も含め、循環経済への移行の推進に関する施策について示す。
- 動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や、電子マニフェストなど各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策について示す。
- 拡大生産者責任の適用、事業者による自主的な行動の促進、経済的インセンティブの活用、情動的措置、公共調達、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスの適用について示す。

² 経済産業省は、令和5年3月に、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールイノベーションを促進する観点から総合的な政策パッケージとして、「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定している。

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

(1) 地域の循環システムづくり

- 人口減少・少子高齢化の進む状況下においても資源生産性の高い循環型社会を構築していくためには、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させることや、地域の再生可能資源を継続的に地域で活用すること、地域のストックを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていくことが重要である。循環共生型社会の実現に向け、地域においても脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合を図るための施策について示す。
- 食料システムにおける食品ロス削減や食品リサイクル等による資源を最大限活用するための取組、使用済製品等のリユース、有機廃棄物（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥）や未利用資源等のバイオマス資源の肥料やエネルギーとしての循環利用、プラスチックや金属資源等の資源循環、使用済紙おむつのリサイクルなどの取組及び持続可能な環境保全型の農林水産業³を地域産業として確立させることで、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現につなげるための施策について示す。

(2) 循環システムづくりを支える広域的取組

- 地域金融機関も含めた循環分野の経済活動による地域の活性化と地域の課題解決への貢献を両立する施策について示す。
- 資源循環に関する施策の先行地域の取組について、広く情報収集するとともに、収集した情報を整理・共有し、取組を全国的に横展開していくための施策について示す。
- 各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築に向けた施策や、生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を地域で実践するための施策について示す。

(3) 廃棄物により汚染された地域環境の再生

- マイクロプラスチックを含む、海洋・河川等環境中に流出したごみに関して実態把握や、流出の発生抑制・回収・処理等を進めるための施策について示す。
- 生活環境保全上の支障等がある廃棄物の不法投棄等について支障の除去等を進めるとともに、未然防止や拡大防止の施策について示す。

³ 農林水産省は、令和3年5月に、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定している。

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

(1) 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

- ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図るために、使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化、バイオマス化・再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化など、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を行うことにより資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と資源循環分野の脱炭素化を両立する施策について示す。
- 動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や、各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策について示す。
- 地域において資源循環を担う幅広い分野の総合的な人材の育成・確保、様々な場での教育や主体間の連携を促進するための施策について示す。
- 個々人の意識を高め、さらに、様々な問題意識を有するあらゆる立場の者が実際の行動に結びつくような情報発信や仕組みづくりを進めるための施策について示す。とりわけ、新たな技術やサービスを活用し新たなライフスタイルで生きる若者世代について、そのライフスタイルや意識の変化を踏まえつつ、より効果的な施策を示す。
- ESG投資が拡大する中で、我が国の資源循環に率先して取り組む企業が投資家等から適切に評価され、企業価値の向上と産業競争力の強化につながる事が重要である。各事業者においては循環経済に関する積極的な情報開示や投資家等との建設的な対話を行っていくこと、投資家等においてはそれを適切に評価し、適切に資金を供給することが期待されること、こうした開示・対話に関する取組を後押しする施策について示す。
- マイクロプラスチックを含む、海洋等環境中に流出したごみに関して、プラスチック汚染条約交渉等国際的な動向を踏まえ、国際連携を推進するとともに、モニタリング手法の調和や影響評価等の科学的知見の集約を進めるための施策について示す。

(2) 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理

- 平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の人的支援や広域処理の連携を促進する等、自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるための施策について示す。
- その際、風水害等については温暖化対策における適応策との統合、災害時のアスベスト・化学物質等への対応との統合、住民等との災害時の廃棄物対策に関する情報共有について考慮して検討を進める。また、災害廃棄物の適正処理のため、関係省庁と連携する。

- 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなど、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定及び改定を促進するための施策について示す。

(3) 適正処理の更なる推進

- 有害廃棄物対策や化学物質管理も含め、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めるに当たって大前提となるものである。資源循環及び廃棄物処理の原則としては、まずは 3R+Renewable (バイオマス化・再生材利用等) を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物の適正な処理を確保するという優先順位で取り組む。また、これらの資源循環の促進に当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進する。
- 廃棄物の不適正処理への対応強化、不法投棄の撲滅に向けた施策、アスベスト、POPs 廃棄物、水銀廃棄物、埋設農薬等の有害廃棄物対策を着実に進めるための施策について示す。
- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物について、期限内の確実かつ適正な処理を推進するための施策について示す。

(4) 東日本大震災からの環境再生

- 東日本大震災の被災地の環境再生のため、放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理及び除去土壌等の最終処分に向けた減容・再生利用などの取組を、国民の理解の下、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、政府一体となって着実に進めるための施策について示す。
- 福島県内の地元ニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを活かした福島復興の新たなステージに向けた未来志向の施策について示す。

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

(1) 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

- G7、G20 や OECD 等の国際的な政策形成の場において、資源循環政策等に関する議論・交渉や合意形成等をリードし、国際的な循環経済促進を進めるとともに、こうした国際的な潮流や政策を適切に取り入れ、国内の循環政策を向上させる好循環を実現するための施策について示す。

(2) 適正な国際資源循環体制の構築

- ASEAN・OECD 各国等海外で発生した重要鉱物資源を含む金属資源（電子部品スクラップ等）について、日本の環境技術の先進性を活かした適正なリサイクルを増加させ、

サプライチェーンで再利用する国際金属資源循環体制を構築するための施策について示す。

- 不法輸出入対策について、関係省庁、関係国・関係国際機関との連携を一層進め、取締りの実効性を確保するための施策について示す。

(3) 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

- ASEAN等の途上国で、プラスチック汚染を含む環境汚染や健康被害を防止するため、関係省庁や関係国とも連携しながら、日本の優れた廃棄物処理やリサイクル等に関する制度構築・技術導入・人材育成等をパッケージで展開し、環境上適正な廃棄物管理及びインフラ整備を推進するための施策について示す。
- 下水道、浄化槽等について、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を生かしたバランスの取れた包括的な汚水処理サービスの国際展開を図るための施策を示す。
- 我が国が主導する国際的なプラットフォームを活用し、アジア及びアフリカの途上国における循環経済移行や処分場からのメタンの排出削減を含む廃棄物管理の取組を促進し、我が国の優位性のある廃棄物管理等の需要拡大を図り、循環産業の国際展開・循環インフラ輸出につなげるための施策について示す。

6. 指標・数値目標に基づく評価・点検

- 政策効果の向上のためには、可能な限り効果を定量化し、定量化できない場合であってもリスク評価の観点に基づき各種施策と関連する指標を適切にモニタリングし、EBPM⁴の考え方にに基づき、施策を実施していく必要がある。現在、個別施策については、循環基本計画の点検以外においてもモニタリングが行われている。現行計画の指標数が多いと指摘されているところ、計画全体の政策効果をより分かりやすく把握できる指標数に絞って重点的に検討するとともに、指標に位置づけていないデータや事例についてもその進捗を評価することとした上で、引き続き循環型社会部会を通じた評価・点検を着実にを行う方針について示す。更に、企業や地域における取組の重要性を考慮し、国レベルの指標だけでなく、企業や各地域においても参考となる指標を示す。

⁴ Evidence-based Policy Making の略称。政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づいて政策を立案することをいう。